

佐 伯 市 過疎地域持続的発展計画

(令和3年度～7年度)

令和4年9月 変更

令和5年3月 変更

令和6年3月 変更

令和6年9月 変更

令和3年9月

大分県佐伯市

目 次

1	基本的な事項.....	1
(1)	佐伯市の概況.....	1
ア	佐伯市の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要.....	1
イ	佐伯市における過疎の状況.....	3
ウ	佐伯市の社会経済的発展の方向.....	4
(2)	人口及び産業の推移と動向.....	5
ア	人口の推移と今後の見通し.....	5
イ	産業構造の現況と今後の動向.....	7
(3)	行財政の状況.....	7
ア	行財政.....	7
イ	施設整備水準等の現況と動向.....	10
(4)	地域の持続的発展の基本方針.....	11
ア	豊かな自然環境と安全・安心な生活環境の創生.....	11
イ	暮らしと産業を支える生活基盤の創生.....	11
ウ	健康で安心して暮らせる共生社会の創生.....	11
エ	人が学び、人が生き、人が育つ教育の創生.....	11
オ	地域資源をいかした産業と観光の創生.....	11
カ	人が交流し、活力あふれるまちの創生.....	11
キ	地域が輝くまちの創生.....	12
(5)	地域の持続的発展のための基本目標.....	12
(6)	計画の達成状況の評価に関する事項.....	13
(7)	計画期間.....	13
(8)	公共施設等総合管理計画との整合.....	13
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成.....	15
(1)	現況と問題点.....	15
ア	移住の促進.....	15
イ	定住の促進.....	15
ウ	地域間交流の促進.....	15
エ	人材の育成.....	16
(2)	その対策.....	16
ア	移住の促進.....	16
イ	定住の促進.....	16
ウ	地域間交流の促進.....	17

エ 人材の育成.....	18
(3) 事業計画.....	19
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合.....	20
3 産業の振興.....	21
(1) 現況と問題点.....	21
ア 農業・畜産の振興.....	21
イ 林業の振興.....	21
ウ 水産業の振興.....	22
エ 商工業の振興.....	22
オ 観光・レクリエーションの振興.....	23
カ 創業・就業支援策の強化.....	23
キ 地域ブランドの確立.....	24
(2) その対策.....	24
ア 農業・畜産の振興.....	24
イ 林業の振興.....	24
ウ 水産業の振興.....	25
エ 商工業の振興.....	25
オ 観光・レクリエーションの振興.....	26
カ 創業・就業支援策の強化.....	26
キ 地域ブランドの確立.....	27
(3) 事業計画.....	28
(4) 産業振興促進事項.....	33
(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種.....	33
(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容.....	33
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合.....	33
4 地域における情報化.....	35
(1) 現況と問題点.....	35
(2) その対策.....	35
(3) 事業計画.....	36
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合.....	37
5 交通施設の整備、交通手段の確保.....	38
(1) 現況と問題点.....	38
ア 道路網の整備.....	38
イ 公共交通の整備.....	38
(2) その対策.....	39
ア 道路網の整備.....	39

イ	公共交通の整備	39
(3)	事業計画	41
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	43
6	生活環境の整備	44
(1)	現況と問題点	44
ア	水道施設の整備	44
イ	生活排水処理施設等の整備	44
ウ	廃棄物処理施設の整備	44
エ	火葬施設の整備	44
オ	消防の推進	45
カ	環境衛生の推進	45
キ	住環境の整備	45
ク	公園・緑地の整備	46
(2)	その対策	46
ア	水道施設の整備	46
イ	生活排水処理施設等の整備	46
ウ	廃棄物処理施設の整備	47
エ	火葬施設の整備	47
オ	消防の推進	47
カ	環境衛生の推進	47
キ	住環境の整備	48
ク	公園・緑地の整備	48
(3)	事業計画	50
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	53
7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	55
(1)	現況と問題点	55
ア	子育て環境の確保	55
イ	高齢者福祉の充実	55
ウ	障がい者福祉の充実	55
エ	地域福祉の充実	56
(2)	その対策	56
ア	子育て環境の確保	56
イ	高齢者福祉の充実	56
ウ	障がい者福祉の充実	57
エ	地域福祉の充実	57
(3)	事業計画	59

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	61
8 医療の確保	62
(1) 現況と問題点	62
(2) その対策	62
(3) 事業計画	63
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	64
9 教育の振興	65
(1) 現況と問題点	65
ア 学校教育の充実	65
イ 社会教育の推進	66
ウ 社会体育の振興	66
(2) その対策	66
ア 学校教育の充実	66
イ 社会教育の推進	67
ウ 社会体育の振興	68
(3) 事業計画	69
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	71
10 集落の整備	72
(1) 現況と問題点	72
(2) その対策	72
(3) 事業計画	73
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	73
11 地域文化の振興等	74
(1) 現況と問題点	74
(2) その対策	74
(3) 事業計画	75
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	76
12 再生可能エネルギーの利用の推進	77
(1) 現況と問題点	77
(2) その対策	77
(3) 事業計画	78
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	79
13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項（自然環境の保全及び再生）	80
(1) 現況と問題点	80
(2) その対策	80
(3) 事業計画	82

（４）公共施設等総合管理計画等との整合	82
事業計画（令和３年度～７年度）過疎地域持続的発展特別事業分	83

佐伯市過疎地域持続的発展計画

1 基本的な事項

(1) 佐伯市の概況

ア 佐伯市の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

(ア) 自然

本市は、大分県の南東部に位置し、北は津久見市、西は臼杵市及び豊後大野市、南は宮崎県に隣接しており、南部から西部にかけては「祖母傾国定公園」の一角をなす山岳地帯によって区切られています。東部は豊後水道に面し、四国を望む南北約 270 k m に及ぶリアス海岸が続いており、この海岸線は「日豊海岸国定公園」に指定されています。

市内は、番匠川下流域の平野部（沖積平野）を中心に発展した市街地地域と、西部の山間部地域、東部の海岸部地域に大きく区分されます。市街地地域は、県内・九州内各地との交通の結節拠点となるなど、社会、経済、文化等の各分野において都市機能を果たしています。

山間部地域においては、傾山（1,605m）を筆頭に、夏木山、桑原山に代表される急峻な山々が連なっており、ブナ・ツガ等の自然林が残っています。また、スギ・ヒノキの植林も盛んで、山岳地帯は豊かな森林資源を有しており、その合間を美しい川が流れる景色が本市を特徴づけています。また宇目地域は、平成 29 年に「祖母傾大崩山系」が、ユネスコエコパークに登録されました。

海岸部地域においては、変化に富んだリアス海岸と複雑に入りくんだ湾や浜辺が美しい景観を創出しています。黒潮の荒波にもまれた豊富な水産資源に恵まれ、天然の良港が点在しています。その他、「日本の白砂青松百選」や「日本の渚百選」にも選定された県下でも有数の海水浴場を数多く有し、夏には観光客や海水浴客で賑わっています。また、佐伯湾内の大入島、元の間海峡を隔てた大島、蒲江港の南方に浮かぶ屋形島・深島のほか、彦島・水の子島・八島など、日本最北限といわれる天然の珊瑚礁を有するものも含めて数多くの離島が存在しており、フィッシングやダイビングスポットとしても有名です。

本市の中央部を東に流れる番匠川は、三国峠を水源としており、幹川流路延長 38 k m、流域面積 464 k m²で、流域内人口は 57,000 人におよび九州有数の清流と豊かな水量を誇り、四季を通じて住民に豊かな恵みをもたらすと同時に、地域のシンボルにもなっています。番匠川は、堅田川、井崎川、床木川、久留須川等を始めとし、多くの支流を有しています。

本市の総面積は 903.14 k m²と九州で最も広大な面積となっており、林野面積が 87.3%を占めるなど自然が多く残されているところに特徴があります。集落は平地がわずかであるため市街地地域などを除けば、海岸部や河川沿いの狭隘な平坦地に点在しています。

気候は、南海型気候に属しており、年平均気温は 16℃前後と比較的温暖で、夏に降雨量が多く、冬には晴天が多いのが特徴です。積雪はほとんどありませんが、1 年を通しての気温の変動幅は大きく、夏期には 30℃を超え、冬期には零下まで下がります。

豊後水道の影響を受ける海岸部地域は特に暖かく、その多くが無霜地域となっています。一方、山間部地域は冬期には特有の吹き下ろしにより海岸部地域に比べて気温が 2～3℃低くなり、一部では霜による被害も見られます。

年間降水量は 2,000mm前後で、7 月から 9 月にかけては台風の進路となることが多く、災害に見舞われることがあります。

(イ) 歴史

この地域は、今から約 9 千年前の縄文時代早期から人間の暮らしが営まれており、下城遺跡・白潟遺跡などに集落がつくられた弥生時代を経て、つづく古墳時代は、古代海部の特徴を持つ古墳が、海や川を見下ろす島嶼部や丘陵上に築かれました。当時の人々と海や川との深いつながりをうかがわせます。

律令体制化では、古代の役所である佐伯院が置かれ、やがて中世には佐伯氏の統治となりました。江戸時代には毛利氏の藩政下にあり、番匠川河口に築かれた城下町・佐伯を中心に栄えました。その後、幾度かの地方自治制度の改革を経て、市町村数も明治 22 年の市制町村制施行当時、1 町 25 か村であったものが、佐伯市、南海部郡 5 町 3 村（上浦町、弥生町、本匠村、宇目町、直川村、鶴見町、米水津村、蒲江町）となりました。

広域市町村圏の指定が県内で最も早かったのが本地域です。これは、地域としてのまとまりがあったことを示すものであり、消防、し尿処理、特別養護老人ホーム、介護保険の認定事務など、様々な分野を共同で行ってきました。

平成 11 年の地方分権一括法による合併特例法の一部改正により、国の財政支援等が更に拡充され国の施策として市町村合併の推進がなされるようになり、平成 17 年 3 月 3 日、佐伯市・南海部郡 5 町 3 村が新設合併し、新しく「佐伯市」が誕生しました。

(ウ) 社会・経済

本市は、商工業や都市機能が集積している市街地地域と、その周辺に位置する山間部地域と海岸部地域に大きく分けられます。山間部地域は国道 10 号及び 326 号、県道三重弥生線及び小野市重岡線等によって、海岸部地域は国道 217 号及び 388 号、県道色宮港木立線及び梶寄浦佐伯線等によって市街地地域と結ばれ、日常的に往来がなされています。しかし、山間部地域と海岸部地域を直接結ぶ道路網は乏しい状況です。市外とのアクセスについては、本市を南北に通る国道 10 号及び 326 号は大分市と宮崎県を結ぶ幹線となっています。高速交通網については、平成 27 年 3 月に佐伯インターチェンジ

から蒲江インターチェンジまでの区間が開通し、大分県と宮崎県を結ぶ東九州自動車道が全線開通しました。この東九州自動車道の整備により、その利便性の向上はもとより、地域経済の活性化に対しても大きな期待が寄せられています。

市街地地域は本市の北東部に位置し、第2次産業、第3次産業が発達し、都市的な機能が集積した地域です。海岸部地域にも山間部地域にも立ち寄りやすく、両地域の良さも生かすことのできる地域でもあります。また、近年は郊外化が進み周辺部の開発が進んでいます。その一方で、中心市街地の商業を中心とした都市機能集積が低下しています。

山間部地域は本市の西域に位置し、農林業を主要産業としており、番匠川の河川流域では日本一収穫の早いそばの生産などが行われています。また、施設栽培が推進されており、野菜、花きの産地化や茶等の地域特産品の開発が進められています。さらに近年は、清流を始めとした地域資源を生かした環境保全型の観光産業が振興されています。しかし、過疎化・高齢化に歯止めがかからない状況が続いており、耕作放棄地や森林の管理の問題が生じつつあります。

海岸部地域は本市の東域に位置し、海洋資源に恵まれ、水産業と水産加工業が主要産業となっています。近年は資源管理型の水産業が振興されるなど自然との共生が図られているものの、魚価の低迷や漁獲高の減少、過疎化による後継者不足などの課題も生じています。このような状況の中、海の持つ多面的な魅力を活用した観光振興には、特に大きな期待がかかっています。

イ 佐伯市における過疎の状況

国勢調査によると、昭和35年に114,262人あった人口が、昭和40年までのわずか5年間で9,216人減少しました。以降、昭和40年から昭和50年までの10年間で8,729人減少、昭和50年から昭和60年までの10年間ににおける減少数は410人で、人口減少に歯止めをかけたかに見えましたが、昭和60年から平成7年までの10年間に7,791人、平成7年から平成17年までの10年間で7,819人、平成17年から平成27年までの10年間で8,086人減少し、平成27年の人口は72,211人となるなど、過疎化の厳しい状況が続いています。特に、15歳～29歳人口の占める割合は年々減少する一方で、高齢者の占める比率は年々増え続け、平成27年の65歳以上人口の比率（高齢者比率）は36.8%にまで達しています。これらの要因は、昭和30年代後半からの高度経済成長期による人口の都市集中及び産業構造の転換という全国的な動きの中で、若年者の都会への流出や本市の基幹産業である農林水産業の低迷などが考えられます。

こうした中、本市において合併前から過疎地域であった旧4町3村（上浦町、本匠村、宇目町、直川村、鶴見町、米水津村、蒲江町）は、昭和45年に制定された過疎地域対策緊急措置法及び昭和55年に制定された過疎地域振興特別措置法

に基づく過疎地域振興計画、平成2年に制定された過疎地域活性化特別措置法に基づく過疎地域活性化計画、平成12年に制定された過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域自立促進計画を策定し、交通通信体系の整備、生活環境の整備、産業の振興を中心に総合的かつ計画的な対策を実施・推進してきました。この結果、交通通信体系の整備による地域住民の生活圏の拡大、簡易水道施設等の公共施設整備による生活水準の向上や産業基盤の整備が進み、また、地域の活性化につながる観光・レクリエーション施設が整備されるなど、各分野において着実に成果を上げてきました。

しかし、依然として、地域間を結ぶ道路網や産業基盤、生活環境の整備が十分とはいえず、引き続き道路網整備などハード面での諸施策を実施する必要があります。加えて、地域の産業や生活環境、福祉・医療、教育等の各分野において、市民の暮らしに安全と安心をもたらす施策や地域の活性化事業、住民活力の向上を目指す活動の支援など、本市の過疎対策として効果を有するソフト面での諸施策にも取り組む必要があります。

あわせて、平成27年度からは、地方創生の取組も始まり、これまで歯止めをかけることのできなかった人口減少や高齢化に対する施策も進める必要があります。

その一方で、現在、新型コロナウイルス感染症が世界的に猛威を振るっており、市民の生活はもとより飲食業や観光業、農林水産業など幅広い産業に大きな影響を与えています。

今後は、新市建設計画の将来像である「豊かな自然のなかで人々が連携し、潤いと活力に満ちたふれあい都市」の理念を踏まえ、第2次佐伯市総合計画のまちづくりの方針である「地域が輝く『佐伯がいちばん』の人・まちづくり」を市民と共に進めていく必要があります。

ウ 佐伯市の社会経済的発展の方向

本市は、美しく豊かな自然資源を生かした農林業や水産業と、都市部を中心に発展した造船業を始めとした重厚長大産業を基幹産業としてきました。

しかし、長期に及ぶ景気低迷や構造的な若年層の流出、少子・高齢化の進行、地域産業及び地域社会の担い手不足といった状況が続き、依然として地域経済も全体的な下げ止まり感を拭いきれないのが実情です。

このような状況を踏まえ、本市の地域経済の発展に向け、従来の基幹産業に対する更なる支援に加えて、企業の誘致や新産業の創造、様々なビジネスを対象にした起業支援等が必要です。また、新しい発想のできる人材の育成・事業者間の交流や連携による新規事業・新分野への進出等を支援し、本市が有する潜在的な力を活用した産業の育成が求められます。

さらに、基幹産業を始め新産業が、時代のニーズやアフターコロナのデジタル社会などに的確に対応していくことが重要であり、地域資源や情報通信技術を生かした産業の振興に取り組む必要があります。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と今後の見通し

本市の総人口は、平成 27 年に 72,211 人となっており、55 年前の昭和 35 年の総人口の 114,262 人と比べると、42,051 人減少し、増減率はマイナス 36.8%となっています。

また、総人口に占める 65 歳以上人口の比率（高齢者比率）は、これまでの 25 年間で急速に高齢化が進み、平成 27 年で 36.8%となっています。高齢者が増える一方で、少子化の進行により年少人口（0～14 歳）や生産年齢人口（15～64 歳）が急激に減少し、平成 27 年の総人口におけるそれぞれの人口は年少人口が 8,040 人、生産年齢人口が 37,423 人となっています。しかも、高校や大学への進学や就業機会を求めて、市外・県外への人口流出が続いています。

日本の将来推計人口は、少子高齢化社会の本格的な到来によって、総人口は今後、長期にわたって減少傾向が続くとされています。したがって、出生率の大幅な上昇を期待することが難しく、日本の総人口が減少するなかで、地域間移動等による社会増減を別にすると、出産や死亡による自然増減の部分では、ほとんどの市町村において人口は減少していくと考えられます。

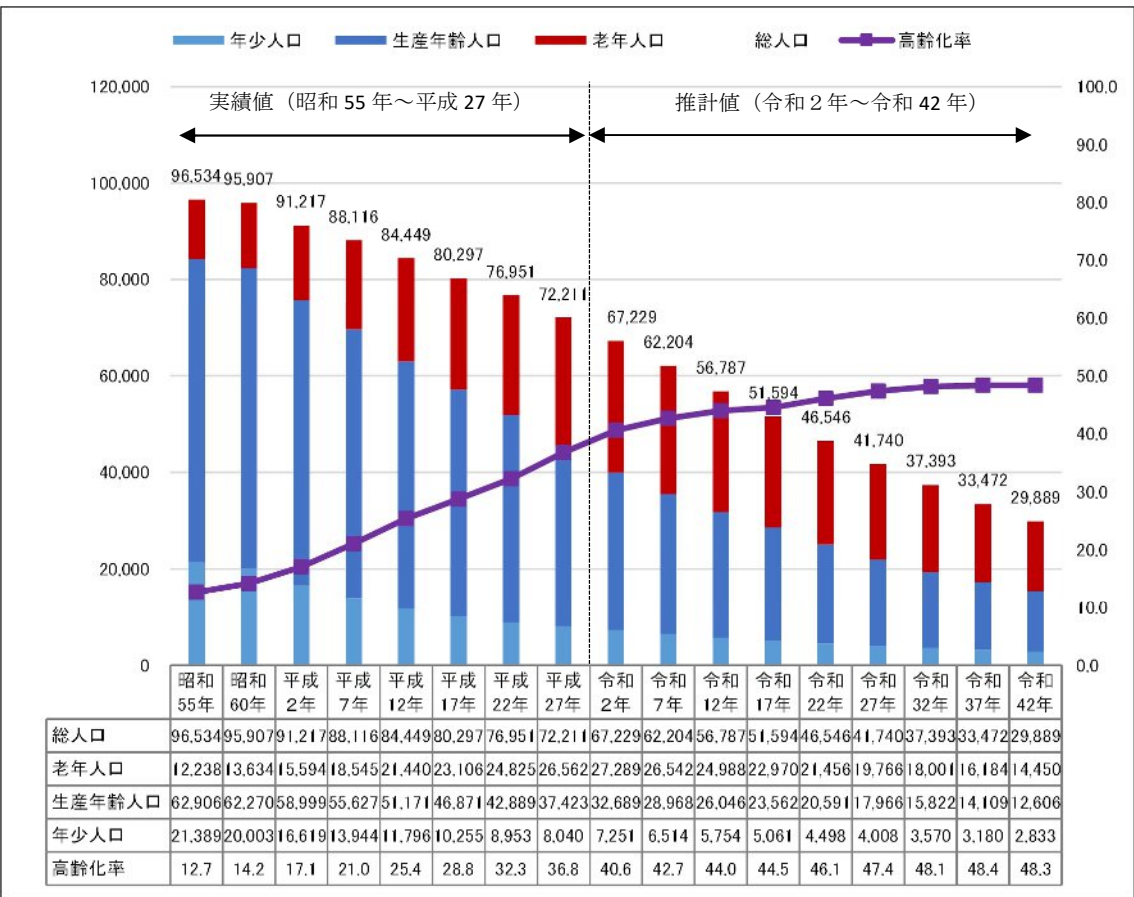
国立社会保障・人口問題研究所による人口推計では、本計画の最終年度である令和 7 年度の本市の人口は、約 6.2 万人に減少すると予測されています。

今後は、農林水産業、商工業などの地場産業の振興、企業の誘致と留置、移住・定住の促進などの施策を講じることで人口減少を抑制する一方、観光産業を推進することで、移住人口・定住人口・交流人口・関係人口の増加を目指した施策の展開が求められます。

表 1 - 1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

区分	昭和 35 年	昭和 50 年		平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 114,262	人 96,317	% △15.7	人 91,217	% △5.3	人 80,297	% △12.0	人 72,211	% △10.1
0 歳～14 歳	37,845	22,547	△40.4	16,619	△26.3	10,255	△38.3	8,040	△21.6
15 歳～64 歳	67,591	62,792	△7.1	58,999	△6.0	46,871	△20.6	37,423	△20.2
うち 15 歳～ 29 歳(a)	26,905	19,790	△26.4	13,837	△30.1	9,959	△28.0	7,160	△28.1
65 歳以上(b)	8,826	10,955	24.1	15,594	42.3	23,106	48.2	26,562	15.0
(a)／総数 若年者比率	% 23.6	% 20.6	—	% 15.2	—	% 12.4	—	% 9.9	—
(b)／総数 高齢者比率	% 7.7	% 11.4	—	% 17.1	—	% 28.8	—	% 36.8	—

表 1 - 1 (2) 人口の見通し



(出典)国勢調査(昭和 55 年～平成 27 年)、佐伯市独自推計* (令和 2 年～令和 42 年)。佐伯市独自推計は、国長期ビジョンにおける推計方法に準拠。

イ 産業構造の現況と今後の動向

本市の産業別人口の総数は、平成 27 年に 32,003 人で、本市人口の 44.3%を占め、昭和 35 年から平成 27 年までの 55 年間で 18,770 人減少し、増減率はマイナス 37.0%となっています。

昭和 35 年に産業別人口の総数が 50,773 人、うち第 1 次産業就業人口比率が 52.4%を占めていましたが、農林産物の国際化による販売価格の伸び悩みや昭和 40 年代に始まった米の生産調整や木材価格の低迷等による農林業の不振により急減し、平成 27 年には就業人口比率が 8.9%にまで減少しました。もともと就業人口に占める高齢者の比率が高いことに加え、後継者不足により、今後も減少が見込まれます。

第 2 次産業就業人口比率についても、製造業の大幅な伸びも期待しにくいことから微減傾向にあります。全就業者に占める割合では若干上昇した時期もありましたが、平成 27 年には就業人口比率が 26.0%まで減少しました。

第 3 次産業就業人口比率の動向としては、余暇の増大や自然志向が高まる中、観光産業への転換が図られたこと、また、従来の卸売業・小売業に加え、医療・福祉関係の雇用が進んだことによって大きく比率が伸びてきました。しかし、今後は、総人口の減少に伴い、消費者関連サービス業に対する需要の減少が見込まれることから、この比率が減少すること考えられます。

(3) 行財政の状況

ア 行財政

平成 17 年 3 月の市町村合併により新佐伯市が誕生し、15 年が経過しました。この間、津波避難タワーや津波避難防災高台の建設、学校施設の耐震化などの南海トラフ地震に備える施設の整備や体制の強化、本庁舎及び消防庁舎、さいき城山桜ホールの建設や観光振興を始め多くの施策に積極的に取り組む一方、基金残高の上積みと市債残高の減額を図ってきました。

また、平成 27 年 3 月に東九州自動車道「佐伯～蒲江間」が開通するなど、本市を取り巻く環境や社会情勢も目まぐるしく変化しています。こうしたことから、今後も引き続き中長期的な課題への対応や継続的な行財政改革への取組が必要です。そのような中、「佐伯市」としての一体感を更に醸成されるために、職員一人一人が高度・多様化する市民ニーズに合わせた視点により、既存の制度や仕組、考え方や意識の改革を行い、行政・市民・企業が相互に連携を図り、対等なパートナーとして支えあう市民協働によるまちづくり及び組織づくりを進める必要があります。

そのために、令和 2 年 3 月に策定した「佐伯市行政経営推進プラン」の計画目標（令和 6 年度末の財政調整用基金残高を 70 億円以上保有する）に向けた改革を行うこととしています。

しかし、社会構造が大きく変化する中、新型コロナウイルス感染症対策と社会

経済の再活性化への取組、増加する社会保障関係費への対応や地域活性化、防災対策への取組など、今後も財政需要は多様化し、増大していくことが予想されます。

本市の歳入における地方交付税の依存率は3割を超えていますが、その歳入の根幹である普通交付税については、人口減少等の影響により、更にその交付額が減少することが懸念されます。

このような中、歳入の確保に当たっては、市税の収納率向上に向けた取組や使用料・手数料及び受益者負担の適正化、公有財産の有効活用、ふるさと納税の増収など、あらゆる手法を凝らし、自主財源の確保に努めます。

歳出については、市民ニーズに的確に対応するため、事務事業について不断の見直しを行い、限られた財源を有効に活用できるよう、本市の総合計画に沿った施策の選択と集中を図ります。

また、各特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計についても、経営の健全化を図りながら、財政規律の維持に努め、中長期的な視点に立った、健全で持続可能な財政運営を行っていく必要があります。

表 1－2（1） 財政の状況

(単位：千円、%)

区分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和元年度
歳 入 総 額 A	45,607,671	45,167,270	49,378,677
一 般 財 源	27,886,721	28,356,210	25,396,696
国 庫 支 出 金	6,406,668	6,088,520	7,040,551
都道府県支出金	3,371,589	3,060,322	3,288,312
地 方 債	4,965,726	4,757,000	6,726,300
うち過疎対策事業債	1,172,500	1,280,600	2,110,500
そ の 他	2,976,967	2,905,218	6,926,818
歳 出 総 額 B	44,668,692	44,421,483	48,478,230
義 務 的 経 費	23,559,595	22,883,527	22,159,800
投 資 的 経 費	7,187,341	6,316,829	10,533,995
うち普通建設事業	7,160,504	6,194,690	9,736,410
そ の 他	13,921,756	15,221,127	15,784,435
過疎対策事業費	8,046,894	5,369,019	8,353,314
歳入歳出差引額 C (A－B)	938,979	745,787	900,447
翌年度へ繰越すべき財源 D	121,856	130,217	268,717
実質収支 C－D	817,123	615,570	631,730
財 政 力 指 数	0.33	0.31	0.32
公 債 費 負 担 比 率	25.5	16.9	21.5
実 質 公 債 費 比 率	13.2	8.5	8.4
起 債 制 限 比 率	—	—	—
経 常 収 支 比 率	88.8	93.2	99.6
将 来 負 担 比 率	59.8	—	—
地 方 債 現 在 高	65,029,312	54,917,679	49,432,522

イ 施設整備水準等の現況と動向

昭和 45 年に制定された過疎地域対策緊急措置法及び昭和 55 年に制定された過疎地域振興特別措置法に基づく過疎地域振興計画、平成 2 年に制定された過疎地域活性化特別措置法に基づく過疎地域活性化計画、平成 12 年に制定された過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域自立促進計画をそれぞれ策定し、過疎地域の自立促進を図るための対策を積極的に推進してきたことと、内需拡大による公共事業の施行により、主に交通通信体系、生活環境基盤などを整備してきました。

今後も交通通信体系の整備、生活環境の整備及び産業振興を中心として地域の特性を十分に生かした持続的発展をする地域づくり、すなわち地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上が実現するような施策を展開する必要があります。

表 1－2（2） 主要公共施設等の整備状況

区分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和元 年度末
市 町 村 道					
改 良 率 (%)	33.9	43.4	52.8	59.6	61.7
舗 装 率 (%)	62.0	74.6	83.1	89.7	91.9
農 道					
延 長 (m)				278,167	281,478
耕地 1 ha 当たり農道延長 (m)	85.6	54.6	84.6	—	—
林 道					
延 長 (m)				438,877	450,341
林野 1 ha 当たり林道延長 (m)	14.2	17.4	15.0	—	—
水 道 普 及 率 (%)	90.3	93.8	96.7	99.3	99.9
水 洗 化 率 (%)	—	4.8	64.2	83.1	84.0
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	—	17.2	17.4	18.7	18.8

(4) 地域の持続的発展の基本方針

ア 豊かな自然環境と安全・安心な生活環境の創生

豊かな自然環境とその美しい景観を次世代に引き継ぐため、人と自然が共生するまちづくりを進めます。あわせて、清潔で安全な生活環境を構築し、市民生活の安定や快適性・利便性の向上を図ります。

特に、地震・津波・台風などの自然災害に対しては、地域防災力の高い、災害に強いまち（人）づくりを進めます。

イ 暮らしと産業を支える生活基盤の創生

市民生活を支える水道、下水道、道路・情報インフラなどの整備や公共交通網の再編等を進め、安全で利便性の高い市民生活の確保に努めます。あわせて、策定予定の「佐伯市立地適正化計画」及び「佐伯市市街地グランドデザイン」に基づき中心市街地機能の充実・強化を進め、人が集う街の実現に取り組みます。

ウ 健康で安心して暮らせる共生社会の創生

地域医療体制の整備や健康づくりの取組を推進します。あわせて、「地域共生社会」の実現に向け、多様な支援ニーズに的確に対応できる体制への転換を進めるほか、市民が世代や背景を超えてつながり、相互に支え合う地域づくりを進めます。

また、保育所の整備や保育士の確保を推進するなど、子育てしやすいまちづくりを目指します。

エ 人が学び、人が生き、人が育つ教育の創生

学力向上、体力向上、いじめ・不登校の問題に、重点的かつ継続的に取り組みます。あわせて、学校を核とした「ふるさと創生」の取組を推進します。

また、生活文化の向上や青少年育成、市民文化の創造、文化財・伝統文化の継承についても、積極的に取り組んでいきます。

オ 地域資源をいかした産業と観光の創生

豊かな自然環境を生かした農林水産業の振興とその素材を活用したさいきブランドの確立に取り組みます。

商工業では、地場産業の活性化と企業誘致の推進に取り組みます。

観光においては、これまでの観光業に農林水産業や造船業等、地域の産業を観光化することで観光産業へ発展させます。

カ 人が交流し、活力あふれるまちの創生

人権、男女共同参画、市民協働、「食」のまちづくり、移住・定住、国際交流、行政サービス等、様々な施策によるまちづくりを推進していきます。

キ 地域が輝くまちの創生

本市は、平成 17 年 3 月 3 日に 1 市 5 町 3 村が合併し、誕生しました。合併後、行財政改革による行政組織の効率化や財政の縮減等により、各地域における自助・共助・公助の在り方も変化してきました。加えて、人口減少が進む中、各地域では地域の歴史や文化・伝統などの保存・継承も難しい状況となっています。

各地域の自然や歴史・文化・伝統などを次世代に継承し、それぞれの特性を生かしたまちづくりを推進します。

【各地域の基本方針】

- ・人が集い、元気が生まれ広がる、新たなまちへ ～佐伯地域～
- ・マグロ養殖と花の咲くまち かみうら ～上浦地域～
- ・人もまちも美しい快適居住空間のまち、弥生 ～弥生地域～
- ・よし 最高の水あそびを 用意しよう！ ～本匠地域～
- ・ユネスコエコパークを活用した持続可能な地域づくり ～宇目地域～
- ・人と地域がささえあい 安心と活力に満ちた里 直川 ～直川地域～
- ・海に寄り添い海と生きる、安心快適な鶴見地域 ～鶴見地域～
- ・人口増へ！米水津からの情報発信 ～米水津地域～
- ・海の恵みを活かすまち蒲江 ～蒲江地域～

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

令和 2 年 3 月に策定した「第 2 期佐伯市まち・ひと・しごと創生総合戦略」における人口シミュレーションでは、国のまち・ひと・しごと創生長期ビジョンと大分県人口ビジョンを勘案して、令和 42 年（2060 年）の本市の人口を約 4.1 万人とシミュレーションしています。

このシミュレーションに基づいて推計すると、令和 7 年 10 月 1 日の本市の人口は、約 6.3 万人となります。

よって、本計画期間内に達成すべき基本目標を「令和 7 年度末の本市の人口を 63,000 人」とします。

また、この基本目標（人口）を達成するためには人口動態を分析する必要がありますが、特に社会増減については市町村による施策効果の発現が期待できます。

令和 2 年（令和元年 10 月 1 日～令和 2 年 9 月 30 日）における本市の人口の社会増減は「374 人の減」となっていることから、基本目標を達成するためにはこの減少を抑制する必要があります。

前述のシミュレーションでは、令和 3 年から 7 年までの 5 年間における社会増減は「239 人の減」となっています。

このようなことから、このデータをもとに本計画期間内に達成すべき社会増減の目標を設定することとし、その目標を「令和 7 年の本市の人口の社会減を 50 人」とします。

【基本目標】

目標内容	基準値	目標値
	令和 2 年度（2020 年度）	令和 7 年度（2025 年度）
本市の人口	66,869 人	63,000 人
本市の人口の社会減	374 人	50 人

※ 基準値は、大分県の人口推計報告（令和 2 年版・令和元年 10 月 1 日～令和 2 年 9 月 30 日）の数値

（6）計画の達成状況の評価に関する事項

計画の達成状況について、毎年度、市長において検証を実施し、市議会に報告します。

（7）計画期間

計画期間は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 5 か年間とします。

（8）公共施設等総合管理計画との整合

平成 28 年 3 月に策定した佐伯市公共施設等総合管理計画において、公共施設等の管理に関する基本的な考え方及び基本方針を次のとおりとしています。

また、総合管理計画に沿い、平成 30 年 3 月には佐伯市公共施設等総合管理計画個別施設計画を策定しています。

本計画においても、全ての事業において公共施設等総合管理計画の基本方針等に沿って計画を策定しており、公共施設等総合管理計画と整合しています。

【公共施設等の管理に関する基本的な考え方】

公共建築物については、将来の人口動向や地域の特性を考慮しながら、既存施設の複合化、集約化、廃止等に取り組むとともに新規整備は総量規制の範囲内で行うことで、施設総量の適正化を推進することにより、財政負担を軽減し平準化を図ります。

インフラ施設については、市民生活や産業の基盤として必要不可欠な施設であることから、道路、上下水道といった施設分類ごとの特性や、将来の人口動向や地域の特性を考慮し、各整備計画等を基本に計画的な整備を行うことで、施設総量の適正化を図ります。

今後も保有していく公共施設等については、定期的な点検・診断及び計画的な維持修繕を実施し、長寿命化を推進します。また、今後の利用需要の変化に応じて機能の複合化、集約化等を推進するとともに、運営面では指定管理者制度を始めとする民間活力の導入を推進するなどして、管理運営の効率化に努めます。

本計画の推進に当たっては、佐伯市総合計画において本市が目指す「九州一の広大なやさしさ 佐伯市」を実現するため、地域の将来像となる「まちのかたち」

を見据え、まちづくり施策との連動を図ります。

【公共施設等の管理に関する基本方針】

基本方針1 施設総量の適正化の推進

基本方針2 長寿命化の推進と管理運営の効率化

基本方針3 まちづくりと連動した計画の推進

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

ア 移住の促進

本市では、少子化による人口減少のみならず、市外や県外への人口流出が進んでいます。

その要因として、本市には高校卒業後に進学するための教育機関（大学、専門学校等）が少ないことや就職先が少ないことが挙げられます。その結果、高校を卒業すると、進学や就業の機会を求めて市外へ転出する傾向が強くなります。

このことから、必然的に U ターンの潜在者数は相当数あることになり、U ターン者の確保は移住策の中でも特に強化する必要があります。

一方で、都市部住民の農村漁村志向が上昇しており、更に地方への移住志向は高まると考えられることから、I ターン者の確保も重要性を増しています。

イ 定住の促進

本市には、高校卒業後の進学先や就職先が少ないことから人口流出が進み、中でも市町村合併前の旧南海部郡での過疎化、少子高齢化が著しくなっています。

また、人口の減少により、従前の自治組織が成り立たなくなり、地域力が減衰している状況にあります。

さらに、空き家が増加し、老朽化により周辺居住者への危険性の増加や景観への悪影響が懸念されています。加えて、後継者不足から耕作放棄地が年々増加の一途をたどり、その荒廃化が進んでいます。

このような状況において、移住者を受け入れ、定住を促すことは本市の重要施策であり、住居の提供はもちろん、雇用・仕事等就職情報の発信、また、移住者自ら起業や就農ができる環境の整備、更には子育てや医療等の生活環境の情報発信など、各関係機関が連携して取り組む必要があります。

ウ 地域間交流の促進

本市には、豊かな自然と温暖な気候に育まれた素晴らしい景観があり、海、山、川、街と地域を代表する素晴らしい観光素材が多数あります。しかし、あらゆる知名度はまだ低く、本市に来ていただくための動機付けとするには、素材としての更なる磨き上げと関係機関が一体となった情報発信を強化する必要があります。

また、佐伯市運動公園をはじめとする体育施設や旧町村エリア毎にあるグラウンド・文化ホールなどは、人口減少や事業集約の影響から曜日や時間帯によっては、その利用率が著しく低下している施設があります。

このようなことから、あらゆる面において活力ある地域をつくるには、本市を他地域の人々が絶えず訪れる交流の場とする必要があり、そのために本市の観光素材の魅力が伝わりやすいよう素材別のプログラムの提供や、機能が充実してい

る体育施設や文化施設等を活用した社会人や学生の合宿・大会誘致などにより、利用率の向上や宿泊者数の拡大を含めた幅広い地域間交流活動を促進する必要があります。

国際交流については、急速に進む国際化に対応するため、外国語や各国の歴史を学ぶと同時に、実際の経験を通じて外国の文化・生活への理解を深め、国際感覚にあふれる人材を育成していくことが重要です。

また、姉妹都市等を締結している都市との交流を通じて、よりグローバルな視点に立った事業推進や積極的な交流に繋がる情報発信の強化が求められています。

エ 人材の育成

「まちづくりは、人づくり」といわれるように、本市が持続的に発展するためには、郷土愛にあふれ創造力豊かな人材や地域の活力を支える人材が求められます。

このため、令和3年2月に開講した「佐伯市民大学『令和四教堂』」を充実させ、「ローカルでありながらグローバル」な人材を育成する必要があります。

(2) その対策

ア 移住の促進

多くの移住希望者に佐伯市の移住事業や魅力をまず知ってもらうことが大切です。

そのため、専用サイトや SNS などを積極的に活用し、常に最新の情報を発信していきます。また、直接相談に応じられる機会を多くするため、東京、大阪、福岡などの大都市圏で開催される移住相談会には積極的にブースを設け、多くの移住希望者の相談に応じられるよう体制を整えます。

また、常時、移住の相談を受けられるように、庁内に移住相談窓口を設置します。

さらに、コロナ禍における移住事業の充実や移住する際に要する費用の軽減を図るサポート事業の充実を図ります。

【目標指標】

目標内容	基準値	目標値
	令和2年度(2020年度)	令和7年度(2025年度)
施策による移住者数(累計)	81人	532人

イ 定住の促進

移住者が安心して暮らし続けられるために、庁内の関係機関の連携を密にし、地域の課題、特性などを把握し、雇用や企業などの情報はもちろん、子育て、教育、医療、福祉などの情報提供も併せて積極的に行います。

このほか、耕作放棄地の増加を抑制するために、主に移住希望者に対し就農の斡旋も積極的に行うとともに、移住後の不安や悩みの軽減を図るサポート事業も展開します。

また、地域おこし協力隊も積極的に登用し、それぞれの地域に配置することによって地域の活性化を図り、定住も進めます。

さらに、年々増加する空き家の対策として、危険性が高く周辺景観に悪影響のある空き家については助成制度を活用し、除却の推進に努めます。また、利活用できる空き家については、空き家バンク制度を充実させることにより登録棟数を増やし、移住者の受け皿を増加させます。

【目標指標】

目標内容	基準値	目標値
	令和2年度（2020年度）	令和7年度（2025年度）
移住者交流会参加者数（累計）	0人	50人

ウ 地域間交流の促進

ユネスコエコパークに登録された祖母・傾・大崩山系と九州屈指の秘境「藤河内溪谷」、清流「番匠川」、270 kmにわたるリアス海岸の景観と島々を、市外から訪れる来訪者に対するスロートーリズムの観光素材として活用します。

また、単に風景観光として楽しむだけでなく、自然を生かした体験プログラムやそこで生活する住民との交流の機会を提供するエコツーリズム、ブルーツーリズム、グリーンツーリズムとして展開することにより、多種多様な連携を生み出し、地域間交流の促進につなげます。

このほか、九州屈指の規模を誇る「佐伯市総合運動公園」をはじめとする体育施設や、令和2年11月にオープンした「さいき城山桜ホール」などの文化施設を生かした各種スポーツの大会や文化芸術系団体の発表会などを誘致します。

さらに、美しい景観を生かしたサイクルツーリズムについては、令和2年度に策定した佐伯市自転車活用推進計画に基づき誘客事業を強化するほか、愛媛・大分交流市町村連絡会議（愛媛県の9市町・大分県の9市町）や大分・宮崎県境5市政協協議会（佐伯市、臼杵市、津久見市、延岡市、日向市）と連携し、多角的な地域間交流の促進を図ります。

【目標指標】

目標内容	基準値 令和２年度（2020年度）	目標値 令和７年度（2025年度）
エコ・ブルー・グリーンツーリズム宿泊者数	0人／年	750人／年
合宿等誘致人数	2,455人／年	6,000人／年

エ 人材の育成

本市を取り巻く環境や課題、実践的な講義や議論を通じて自らが地域貢献することの意義などを学ぶ「佐伯市民大学『令和四教堂』」の運営を支援し、地域の活力を支える人材を育成します。

【目標指標】

目標内容	基準値 令和２年度（2020年度）	目標値 令和７年度（2025年度）
市民大学参加者の講義内容等についての満足度	82%	90%

※ 「市民大学参加者の講義内容等についての満足度」とは、講義終了後に実施するアンケート調査に回答した参加者のうち、「満足」又は「やや満足」と回答した参加者の割合をいいます。

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	移住者居住支援事業 【事業内容】 市外の居住者が、市内に定住を目的に住宅を取得する際に補助金を交付するものです。 【事業の必要性】 過疎化の進行が著しい本市において、人口減少の抑制を図る必要があります。 【見込まれる事業効果】 移住の希望者を受け入れ、定住へと導くことができ、人口の社会的減少の食い止め、あるいは緩やかにすることが期待できます。	佐伯市	
		移住サポート魅力発見事業 【事業内容】 本市への移住促進を図るため、移住相談員の設置、移住相談会等の実施あるいは参加、移住希望者への移住体験や滞在費用の補助、移住者交流会などの事業を実施します。また、ガイドブックなども作成します。 【事業の必要性】 過疎化の進行が著しい本市において、人口の社会減少を緩やかにすることは喫緊の課題であることから、市外からの移住を促進します。 【見込まれる事業効果】 移住希望者や移住者に対し、きめ細かな情報提供や施策を行うことにより、移住者の増加につながり、社会減少の抑制も期待できます。	佐伯市	
		空き家対策事業（空き家バンク事業・老朽危険空き家除却促進事業） 【事業内容】 過疎化等により増える空き家を、所有者等の申出により空き家バンクに登録し、移住希望者を中心に利活用を促進します。また、利活用が難しく危険性の高い空き家については、所有者等の申出により、除却費用の一部を補助します。 【事業の必要性】 過疎化により、年々空き家が増加しており、また、一部は老朽化し、周辺住民の生活に影響を与えていることから、これを利活用し、又は除却する必要があります。 【見込まれる事業効果】 年々増加する空き家の抑制を図ることができ、また、移住希望者の受け皿にもなり、人口減少の歯止めも期待できます。	佐伯市	
		地域おこし協力隊設置事業 【事業内容】 都市部の人材を隊員として雇用し、各地域へ配置し、地域で生活しながら地域協力活動を行うものです。 【事業の必要性】 人口減少、過疎化による地域の活力低下による地域の維持が困難な状況にあるため、地域の維持・強化を図る必要があります。 【見込まれる事業効果】 隊員が、それぞれの地域で活性化につながる活動や農林漁業の支援等を地域住民とともに行うことで、過疎化により衰退した地域の活力を高め、活性化が図られ、さらに隊員の定住も期待できます。	佐伯市	
	地域間交流	観光推進事業 【事業内容】 市外から訪れる来訪者に農山漁村において自然・漁業・農業等の体験をしていただき、地域の人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動です。 【事業の必要性】 食観光での入込客数は近年伸び悩んでおり、コロナ禍における観光ニーズの多様化や密を避ける取り組みなど、あらゆる質の向上が必要とされているため、安全・安心な受入態勢を確立したツーリズムの造成が必要です。 【見込まれる事業効果】 体験型の観光素材がしっかりと加わることで、滞在時間が延長され、市民との交流機会の増加が期待されるとともに、自然環境の保全や地域文化の保存などへ積極的に関わる関係人口、交流人口の増大が期待されます。	佐伯市	
		佐伯市大会等誘致事業 【事業内容】 各種スポーツ大会の開催や大学等を含む各種チームの合宿、文化芸術系団体の発表会など、市内に宿泊する大会等を誘致するものです。 【事業の必要性】 地域間において、観光における宿泊客の獲得競争が激化する中で、九州屈指の規模を誇る体育施設の利活用など、本市の強みを活かした新たな誘客の仕組みを構築する必要があります。 【見込まれる事業効果】 大会や合宿、発表会、研究会等は定期的に繰り返して行われ、加えて一定規模の人数により行われるため、交流人口の増加が期待されます。	佐伯市	

		サイクルツーリズム推進事業 【事業内容】 本市の最大の強みである美しい景観を活かし、サイクリングによりゆっくりと周遊、滞在できる仕組を企画・推進することで、あらゆるサイクリストの誘客を行うものです。 【事業の必要性】 来訪する観光客が減少するコロナ禍において、密を避けるアクティビティとして注目されているサイクリングは、本市の特性を活かした有効な誘客ツールとして推進する必要があります。 【見込まれる事業効果】 サイクリング等のアクティビティは、3密を避けるアウトドアコンテンツとして注目されており、withコロナ時代における有効な誘客手段として交流人口の増加が期待されます。	佐伯市	
	人材育成	佐伯市民大学支援事業 【事業内容】 市民が幅広い分野で学び、佐伯人（さいきびと）としてクオリティの高い市民生活の実現を目的とした佐伯市民大学「令和四教室」の運営を支援します。 【事業の必要性】 「まちづくりは、人づくり」といわれるように、過疎地域が持続的に発展するためには、人材の育成が必要です。 【見込まれる事業効果】 佐伯市民大学「令和四教室」において、第2次佐伯市総合計画の基本構想に掲げられた「さいき7つの創生」に関するテーマの講演会やゼミ、フィールドワークなどを行うことにより、地域の持続的発展に貢献できる人材の育成が期待できます。	佐伯市	

（４）公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画において、該当する公共施設等はありませんが、公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、施設の新規整備は総量規制の範囲内で行うことで、施設総量の適正化を推進します。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農業・畜産の振興

本市は、番匠川下流域の平野部と、西部の山間部地域、東部の海岸部地域に大きく区分されます。農業においては、平野部や山間部地域では稲作が、海岸部地域では温暖な気候を生かした果樹栽培が営まれているほか、市全域において野菜や花きなどの施設園芸が営まれています。

また、畜産においては、繁殖経営を中心に肉用牛生産も行われています。

しかし、いずれも農業従事者の高齢化と後継者不在による担い手不足から、規模縮小や生産を中止する農家もあり、その数は減少の一途をたどっています。

こうした現状を踏まえ、今後、地域農業と産地を維持していくためには、担い手間の連携や新技術の導入などによる生産性の向上と、新規参入を含めた担い手支援による生産体制の強化に取り組む必要があります。

イ 林業の振興

本市の森林面積は、78,577haにも及び、市域全体における森林率は87%となっています。その中で8割以上も占める民有林は、その大半がスギであり、更にその7割以上が標準伐期を超える状況です。

そのため近年は、主伐面積が増えており、伐採後の再生林による更新が活発に行われており、その造林地は一貫施業や疎植といった新たな造林技術を導入し、低コスト造林にも積極的に取り組んでいます。

しかし、シカによる植栽木の食害が後を絶たず、鳥獣侵入防止ネットの設置が必須であり、その経費が造林コストに影響を与えています。

また、林業従事者の高齢化や人口減少等の影響を受け、担い手不足も懸念されており、県や関係機関と連携し、その育成や林業技術の向上に取り組んでいく必要があります。

このほか、椎茸生産については、本市の生産者が農林水産大臣賞を受賞するなど、生産技術の優れた生産者がいる一方、林業従事者と同様に担い手不足が深刻化してきています。今後、担い手を確保・育成し、椎茸生産量を維持していくためには、良質な椎茸づくりの技術継承に取り組む必要があります。

また、イノシシやシカなどの野生鳥獣による被害額は以前と比べ減少傾向にありますが、依然として生産活動の支障となっており、被害防止対策に取り組んでいく必要があります。

これからも本市においては、造林から収穫まで一体的に行う循環型林業を推進し、林業・木材産業の振興を図るとともに、官民が連携し、将来的にわたって安定した林業地域を維持する必要があります。

ウ 水産業の振興

本市は大分県で最も水産業が盛んなまちで、県下の7割近い生産量を占めています。リアス海岸の複雑な地形と森や川からの豊富な栄養塩に恵まれた漁場では、多様な漁業が営まれています。

海面漁業では、まき網、定置網、底曳網、船曳網、はえ縄、潜水などの漁法で多彩な天然魚介類が水揚げされています。漁獲量は、昭和62年の68,936トンを一ピークに減少を続け、最近10年間は、2万トン前後で推移しており、水産資源の維持が課題となっています。さらに、魚価の低迷や資材の高騰などにより、漁家経営は厳しい状況が続いており、流通対策や後継者の確保対策が必要です。

また、波浪の少ない静穏な湾内では、ブリ、ヒラメ、マグロなどの養殖業が盛んに行われています。ワクチンを始めとした魚病対策や配合飼料の進歩、赤潮対策の高度化によるへい死の減少などにより生産を伸ばし、生産量は魚類養殖の市町村別で全国2位となっています。養殖業においても、魚価の低迷や飼料の高騰などにより、漁家経営は厳しい状況が続いており、漁業協同組合や大分県等関係機関と連携した様々な振興策の取組や支援が必要です。

このほか、魚の付加価値を高めるために、市内における水産加工業の振興を図る取組が必要です。水産加工業においては、外国人技能実習生の受入れを積極的に行っており、開発途上国等の経済発展を担う「人づくり」にも大きく寄与しているところです。

さらに、市内に2つある公設卸売市場は、両市場ともに施設の老朽化が進んでいることから、それぞれの市場の特性を生かした施設の改善が必要になっています。

今後も資源管理型漁業の推進、漁業生産基盤の整備、水産物流通・消費対策の充実、後継者の確保と育成に対する支援、漁協組織の強化等への取組が必要です。

エ 商工業の振興

商業・サービス業については、近年、人口の減少及び郊外型のショッピングモールの出店などによって、中心部の商店が衰退してきています。

そうした中、需要の拡大が期待できる新たなニーズに対応した商業・サービス業が求められています。これらに対して、創業や事業拡大に取り組もうとする経営者を積極的に支援していくことが必要です。あわせて、空き店舗の多い中心市街地においても、空き店舗を活用した新規起業等を進めていくことが重要です。

また、周辺部（旧郡部）においても、人口の減少が顕著になり、地域に根差してきた商店が衰退し、高齢者等の買物が困難になってきており、安心して暮らせる環境づくりのための移動販売事業者等を支援する必要があります。

製造業については、造船業や鉄工業に代表されるものづくりの優れた技術を持つ多種多様な企業が立地し、本市の経済を支えています。こうした地域に根差し

た地場企業が、地域で末永く生産活動を行うことができるよう、企業のニーズを把握し、工場の新設・増設に伴う雇用の拡大を積極的に支援していく必要があります。

企業誘致については、バイオマス関連産業、造船業、運送業、農林水産加工業など、本市の地域資源を生かした産業に加え、近年は情報通信サービス関連企業を主としたオフィス系企業の誘致も増加傾向にあります。誘致に際しては、経済効果が大きな企業や若者が希望する職種等を中心に積極的な誘致活動を図っていく必要があります。

このほか、佐伯港の利活用促進を図ることで、物流の拠点化を目指し、地域の活力を向上させることが求められていますが、港湾周辺の野積み場用地の不足等の理由から思うようなポートセールスができていない現状があります。

地場産業の設備投資や企業誘致を促進していく上で、人材不足が問題となっています。具体的には、管理・事務職を希望する人が比較的多くあるのに対し、本市のオフィス系企業の不足から求人・求職のミスマッチが生じています。このようなことから、多くの若者が転出するといった悪循環を解消することが重要な課題となっています。

オ 観光・レクリエーションの振興

佐伯市には数多くの観光資源がありますが、個々の資源単位で多くの来訪者を呼ぶことができるものは皆無です。有力な観光資源となりえる農林水産物等の種類は豊富ですが、食材の種類に対し料理のバリエーションが乏しく、観光地としての地域の意識も希薄であり、観光業を担う人材も不足しています。

平成 27 年 8 月に実施した「佐伯市観光客ニーズ調査」では、観光客の市内の観光での滞在時間のうち、2 時間以内の滞在が 7 割以上を占め、来訪者による市内周遊が行われていない実態が明らかになり、新たな課題となっています。

本市が真に観光地として自立し、誘客強化を図るためには、魅力ある観光商品の創出と観光素材の磨き上げに加えて、情報発信の改善・工夫・維持管理の磨き上げをする必要があります。

カ 創業・就業支援策の強化

アフターコロナにおいて増加が見込まれるインバウンドやヘルスケアなど、今後成長が期待される分野への進出、創業の拡大などをするやる気のある経営者の支援や、商工会議所及び商工会と連携し、創業に向けたセミナー等の開催や創業の支援をする必要があります。

また、中小企業者等に対して、各種融資制度や研修事業などの支援を行う必要があります。

キ 地域ブランドの確立

「さいきオーガニック憲章」や「佐伯市食のまちづくり条例」等に基づき、食を通した地域づくり・人づくりに取り組んでいます。九州一広い市における山・川・海・マチの多彩な食資源を有する強みを生かし、更なる農林水産物等のブランド化やPRを推進する必要があります。

また、「佐伯市ブランド流通促進協議会」を中心として、都市部への「食のマチ佐伯」のPRや、製品の流通・販路の拡大を行い、生産地の活性化に繋げる必要があります。

(2) その対策

ア 農業・畜産の振興

農業においては、農業法人や認定農業者などの担い手への農地集積と、区画整理や機械整備を支援することで生産基盤の強化を図るとともに、新規就農者や企業参入に対する支援により、多様な担い手の確保・育成に取り組めます。

また、ICTを活用した新技術の導入支援や気候変動に対応した品種の導入や、園芸品目の団地化、所得向上を目指した高収益品目への転換や導入などを推進します。

このほか、有機栽培や、特色のある米づくりなど、時代に対応した農産物づくりに取り組めます。

畜産においては、省力化機器の導入支援やヘルパー組織の充実により軽労化を目指すとともに、増頭の支援により、産地の維持を図ります。

【目標指標】

目標内容	基準値	目標値
	令和2年度（2020年度）	令和7年度（2025年度）
農地中間管理機構集積面積（総数）	309ha	408ha
子牛生産率	87.5%	88.4%

イ 林業の振興

森林資源の循環を図るため、主伐と再生林を一体的に行う「佐伯型循環林業」や森林の適正な管理による木材資源の育成と公益的機能の発揮のため、除間伐といった保育施業を推進します。

また、森林整備の基盤となる林道や作業道、作業路の整備を行うことにより、木材や椎茸等の生産性向上や造林・育林コストの低減などに取り組めます。

さらに、林業従事者、事業者、森林所有者の所得向上を図るため、その担い手の育成と林業技術の向上に努め、林業経営の効率化を促進するとともに、地域材の積極的な活用に向けた公共施設等の木造化・木質化に努めます。

椎茸生産についても、担い手の確保・育成に努め、おおいた椎茸のブランド化

の推進及び生産の省力化・効率化を進めます。

農林産物の鳥獣被害防止対策については、その被害を減少させるため、シカやイノシシなどの有害鳥獣の被害予防及び捕獲に継続的に取り組みます。

【目標指標】

目標内容	基準値	目標値
	令和２年度（2020年度）	令和７年度（2025年度）
保育施業面積（除間伐）	72ha／年	120ha／年

ウ 水産業の振興

水産業においては、水産資源の回復・増大を図るため、種苗放流や漁場の造成、藻場保全活動などを行うとともに、養殖魚のブランド化や養殖施設の整備、赤潮対策などを推進することにより、漁業者の所得向上を図ります。

担い手対策では、新規就業者の確保・育成に取り組み、市場や水産加工施設の環境整備により、マーケットニーズに対応した加工・流通体制の強化を図ります。

また、漁業生産活動の基盤を強化するため、拠点漁港を主体とした漁港整備を行うとともに、漁船保全施設や製氷施設等の共同利用施設整備に対して支援を行います。

【目標指標】

目標内容	基準値	目標値
	令和２年度（2020年度）	令和７年度（2025年度）
新規就業者数	26人／年	28人／年

エ 商工業の振興

県内・九州内はもとより、台湾など海外の企業と地場企業との取引促進を支援します。

そのため、積極的な企業訪問を行い、企業ニーズの把握やその支援を行うとともに、地域の企業団体の活動を助成し、技術力の強化と地域企業間の連携を進め、地域産業の活性化とその育成を図ります。

また、製造業、情報サービス業に加え、佐伯市の特性・資源を生かし、林業・水産関連産業、バイオマス関連産業、地場の農林水産物の加工・販売業、旅館業等の企業誘致に努めます。

このほか、企業立地助成金等の活用及び工業用地の確保、環境整備等を行い、企業誘致及び地場企業の設備投資を促進します。

さらには、佐伯港女島地区の総合的な利活用促進を図るため、環境整備及びポートセールスを積極的に行い、物流の拠点化を目指します。

【目標指標】

目標内容	基準値	目標値
	令和２年度（2020年度）	令和７年度（2025年度）
企業立地件数	8社／年	8社／年

オ 観光・レクリエーションの振興

佐伯市の恵まれた自然を活かした各種ツーリズムやオルレに加え、豊富な食材を活用した「東九州伊勢えび海道事業」、「佐伯寿司海道事業」、「岩ガキ祭り」、「佐伯産養殖マグロフェア」などの四季を通じて食のキャンペーン事業を行い、食観光の一層の充実を図ります。

また、キャンペーン事業にあつては、大分県南３市の連携や、東九州自動車道でつながる延岡市、日向市を含む日豊海岸エリア等とも連携を進め、点から線、線から面へと広がる仕掛けを行い、広域的な誘客を狙います。

観光産業の育成、発展を図るための取組では、地場産業である造船業の進水式等を取り入れた産業観光のツアー造成や、製造業や農林水産業、麴や酒造などの地域に根付いた産業についても観光の視点を導入し、見学ツアーの造成など観光素材としての磨き上げを進めます。

このほか、従来の市内観光の食、歴史、文化に産業を加えた、新しい市内観光周遊ルートを造成し、滞在時間と消費の拡大を図ります。

さらに、情報発信による誘客については、九州観光推進機構やツーリズムおおいをはじめとする団体との連携、加えて JR 九州や NECXO 西日本、クルーズ船社などへの定期的な営業活動を行うほか、SNS と ICT 技術を活用した個人向けのダイレクトな情報発信を国内外に向けて行います。

【目標指標】

目標内容	基準値	目標値
	令和２年度（2020年度）	令和７年度（2025年度）
観光入り込み客数	1,160 千人／年	1,315 千人／年
宿泊者数	105,168 人／年	134,000 人／年

カ 創業・就業支援策の強化

本市においても近年、少子高齢化や人口減少により企業を担う人材の不足が課題となっています。この課題を解決し地域の活性化を図っていくため、働き方改革による女性や高齢者の雇用を促進するとともに、若手が地元就職する環境を整え、企業を支えていく人材を育成します。

また、企業が、今後も健全な経営を継続できるように、若手経営者や後継者、支援団体等の職員に対し、企業経営についての志を高め、技能を高める研修を充

実させ、継続していきます。

あわせて、人材不足の解消のため、IT化による企業の業務の効率化等も推進します。

【目標指標】

目標内容	基準値	目標値
	令和2年度（2020年度）	令和7年度（2025年度）
創業件数（総数）	40社	162件（累計）

キ 地域ブランドの確立

「さいきオーガニック憲章」や「佐伯市食のまちづくり条例」等に基づき、佐伯ブランド促進事業、食のまちづくり推進事業、さいきオーガニック推進事業（食育推進啓発・団体育成・地産地消推進等）に取り組めます。

【目標指標】

目標内容	基準値	目標値
	令和2年度（2020年度）	令和7年度（2025年度）
食のまちづくり等に取り組む市民活動への支援件数	49件／年	60件／年

(3) 事業計画 (令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	農村振興総合整備事業 (弥生地区)	大分県	
		農村振興総合整備事業 (佐伯南部地区)	大分県	
		水田畑地化推進基盤整備事業 (細田地区)	大分県	
		経営体育成基盤整備事業 (米水津地区)	大分県	
		水田畑地化推進基盤整備事業 (蒲江地区)	大分県	
		農業水利施設保全合理化事業 (米水津地区)	大分県	
		水田畑地化推進基盤整備事業 (城村地区)	大分県	
		水田畑地化推進基盤整備事業 (長良地区)	大分県	
		水田畑地化推進基盤整備事業 (堅田川地区)	大分県	
		農業水利施設保全合理化事業 (佐伯地区)	大分県	
		農業体質強化基盤整備促進事業 (佐伯3期地区)	佐伯市	
		農業体質強化基盤整備促進事業 (佐伯第3地区)	佐伯市	
		ため池調査計画事業 (佐伯第3)	佐伯市	
		多面的機能支払交付金事業	佐伯市	
		農道保全対策事業 (佐伯地区)	佐伯市	
		農業体質強化基盤整備促進事業 (細田地区)	佐伯市	
		産地基幹農道整備事業 (畑野浦地区)	大分県	
		河川工作物応急対策事業 (小田地区)	大分県	
		水田畑地化推進基盤整備事業 (宇目南部地区)	大分県	
		水田畑地化推進基盤整備事業 (宇目地区)	大分県	
		水田畑地化推進基盤整備事業 (佐伯北部地区)	大分県	
		城村地区農道整備事業 (城村地区)	佐伯市	
		水田畑地化推進基盤整備事業 (山梨子地区)	大分県	
	林業	有害鳥獣被害防止対策事業(補助金) シカネット・電気柵・トタン柵等の資材購入設置	佐伯市	
		再造林等促進事業(補助金) 鳥獣防護柵 L=900,000m、再造林1,500ha、下刈1年目1,750ha	佐伯市	
		保育等対策事業(補助金) 下刈(2～5年目)7,000ha、除間伐 A=525ha	佐伯市	
		市有林経営管理事業(公共造林事業) 再造林・下刈・間伐・現況調査等	佐伯市	
		原木しいたけ生産施設等整備事業(補助金) 簡易作業路 L=6,000m、バックホウ、人工ホダ場等生産施設整備補助	佐伯市	
		作業道開設事業(補助金) 作業道 L=9,100m	佐伯市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		作業道整備事業（補助金） 作業道改良補助	佐伯市	
		林地等崩壊防止対策事業（補助金）	佐伯市	
		緑資源機構幹線林道受益者賦課金（補助金） 宇目小国線（南田原区間・宇目区間）	佐伯市	
		山のみち地域づくり交付金事業 （負担金）	佐伯市	
		林道船河内2号線開設事業 L=4,800m、W=4.0m	佐伯市	
		林道岸ノ上庵ノ木線開設事業 L=2,230m、W=4.0m	佐伯市	
		林道土屋原線開設事業 L=6,998m、W=4.0m	佐伯市	
		林道竹ノ河内線開設事業 L=5,700m、W=4.0m	佐伯市	
		林道竹ノ河内線整備事業 L=3,400m、W=4.0m	佐伯市	
		林道船河内線整備事業 L=9,400m、W=4.0m	佐伯市	
		林道土屋原線整備事業 L=5,000m、W=4.0m	佐伯市	
		林道井ノ上線整備事業 L=2,100m、W=4.0m	佐伯市	
		林道土紙屋江平線整備事業 L=3,100m、W=4.0m	佐伯市	
		林道波越線整備事業 L=3,300m、W=4.0m	佐伯市	
		林道大刈野線整備事業 L=6,300m、W=4.0m	佐伯市	
		林道山口線整備事業 L=1,300m、W=4.0m	佐伯市	
		林道点検診断・保全整備事業 橋梁51か所 トンネル2か所	佐伯市	
	水産業	豊後水道南部地区水産環境整備事業 県施行事業負担金	大分県	
		水産物供給基盤機能保全事業 県施行事業負担金	大分県	
		水産業強化支援事業（補助金） 荷捌所水槽改築	佐伯市	
		水産業強化支援事業（補助金） 養殖場方塊設置	佐伯市	
		水産業強化支援事業（補助金） 製氷貯氷施設整備	佐伯市	
		鶴見漁場水産物供給基盤機能保全事業（ストック）	佐伯市	
		入津湾漁場環境改善事業 入津湾作渚	佐伯市	
	(2)漁港施設	長田地区水産生産基盤整備事業	佐伯市	
		入津地区水産生産基盤整備事業 （入津漁港）	佐伯市	
		尾浦地区水産生産基盤整備事業 （尾浦漁港）	佐伯市	
		入津地区漁港施設機能強化事業 （元猿漁港）	佐伯市	
		猿戸漁港地域水産物供給基盤整備事業 （農山漁村地域整備交付金）	佐伯市	
		佐伯市地区海岸堤防等老朽化対策事業 （農山漁村地域整備交付金）	佐伯市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		佐伯地区水産物供給基盤機能保全事業	佐伯市	
		鶴見地区水産物供給基盤機能保全事業	佐伯市	
		大島地区水産物供給基盤機能保全事業	佐伯市	
		蒲江2地区水産物供給基盤機能保全事業	佐伯市	
		漁港機能増進事業 (機能保全計画見直し)	佐伯市	
		福泊漁港海岸保全施設整備事業 (農山漁村地域整備交付金)	佐伯市	
		漁港単独事業	佐伯市	
		松浦漁港海岸保全施設整備事業(漁港連携) (県施行事業負担金)	大分県	
		蒲江漁港海岸保全施設整備事業(津波対策) (県施行事業負担金)	大分県	
		松浦漁港漁港施設機能強化事業 (県施行事業負担金)	大分県	
		蒲江漁港水産物供給基盤機能保全事業 (県施行事業負担金)	大分県	
		松浦漁港水産物供給基盤機能保全事業 (県施行事業負担金)	大分県	
		松浦漁港漁港施設機能増進事業 (県施行事業負担金)	大分県	
		蒲江漁港漁港施設機能増進事業 (県施行事業負担金)	大分県	
		海岸保全施設整備事業(津波・高潮対策) (農山漁村地域整備交付金)	佐伯市	
		米水津地区水産物供給基盤機能保全事業	佐伯市	
	(3)経営近代化施設 農業	水田農業担い手育成対策事業	佐伯市	
		肉用牛大規模経営体育成対策事業 (補助金)	佐伯市	
		佐伯市直川米麦乾燥調製施設整備事業	佐伯市	
		重岡ライスセンター機械設備機能強化事業	佐伯市	
		さいき農林公社機械等整備事業	佐伯市	
		きらり機械整備事業	佐伯市	
	水産業	沿岸漁業振興特別対策事業(補助金) 船揚施設改修	佐伯市	
		養殖マグロ成長産業化推進事業(補助金)	佐伯市	
		養殖業ICT活用実証事業 ICT型自動給餌機実証試験	佐伯市	
		陸上養殖生産体制強化支援事業(補助金) 酸素発生機、緑色LED照明整備	佐伯市	
	(4)地場産業の振興 加工施設	水産業強化支援事業(補助金) 水産加工処理施設整備	佐伯市	
		林業・木材産業構造改革事業	佐伯市	
	流通販売施設	公設市場改築事業	佐伯市	
	(5)企業誘致	企業誘致対策事業	佐伯市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	(6)起業の 促進	創業支援事業	佐伯市	
	(7)商業 その他	雇用対策事業	佐伯市	
		商工業振興事業	佐伯市	
	(9)観光又はレクリ エーション	小半鍾乳洞整備事業	佐伯市	
		道の駅やよい施設改修事業	佐伯市	
		丹賀砲台園地施設整備事業	佐伯市	
	(10)過疎地 域持続的発 展特別事業 第1次産業	農業振興単独事業（農業後継者養成奨学金、みかん園新品種更新事業補助金、特産物栽培奨励補助金事業、ファーマーズスクール事業新規就農支援事業、農業後継者就農給付金事業、麦・大豆及びそば作付振興補助金、さいき農林公社支援事業、集落営農法人支援事業等） 【事業内容】 生産の効率化と生産性の向上を目指し、生産者や生産団体に対し各種補助金交付等の支援を行います。 【事業の必要性】 過疎地域において農用地の有効活用や担い手を育成することが急務であり、地域の特性を生かした柔軟かつ効果的な農業振興対策を講じる必要があります。 【見込まれる事業効果】 各種の補助により、生産意欲や農業所得の向上を図ることができます。また、新規就農・定住促進や生産物のブランド化、地域活力の向上につながります。	佐伯市	
		畜産振興単独事業（優良種牛精液導入事業、獣医師設置事業、子牛導入推進事業等） 【事業概要】 畜産農家や生産団体等に対し、その振興を図るために必要かつ効果的な事業に対して各種補助金交付等の支援を行います。 【事業の必要性】 高齢化や後継者不在から、農家戸数は減少や生産規模を縮小するなど畜産を取り巻く環境は厳しさを増しており、経営の安定化や担い手育成が急務となっています。 【見込まれる事業効果】 生産性の向上により、生産意欲の喚起と産地の維持を図ることが期待できます。	佐伯市	
		林業振興事業 【事業内容】 ①有害鳥獣捕獲事業・・・捕獲報償金を支給する捕獲による鳥獣被害対策 ②椎茸種駒植菌事業・・・種駒1万駒を超えた分に対して補助 ③林業用苗木生産事業・・・スギ苗木の生産に対する補助 【事業の必要性】 過疎地域においてシカ、イノシシ、サルなどの野生鳥獣は、農林業に多大な被害を与えており、その対策は喫緊の課題となっています。また、高い品質を誇るしいたけ生産に対する支援や、将来にわたる森林資源の確保のために主伐地の再造林や下刈、間伐などの森林整備を支援し、林業生産力の向上を図る必要があります。 【見込まれる事業効果】 鳥獣被害のない環境を作り、林業生産性を向上させることにより、地域の活性化につなげることが期待できます。	佐伯市	
		水産業振興事業（水産業単独事業、藻場干潟造成調査事業、離島漁業再生支援交付金事業、農林水産物等輸出促進事業、種苗放流事業、漁業後継者対策事業、海岸漂着物回収処理事業 など） 【事業内容】 水産資源の増大、漁場環境の改善、後継者の確保・育成、流通対策など、水産業の再生と振興を図るために、生産者団体等へ補助金の交付や支援等を行うものです。また、海岸漂着物回収処理事業は大雨等により漁港等へ漂着したゴミの回収・処理を行うものです。 【事業の必要性】 水産資源の減少、魚価の下落、燃油や資材費など経費の増大は、漁家経営を圧迫しており、水産業を取り巻く環境はますます厳しさを増しています。加えて、地理的に不利な過疎地域においては、後継者不足や流通面での対策が急がれています。 【見込まれる事業効果】 各事業を支援することにより、水産業の振興や担い手の育成を図ることが期待できます。また、輸出促進など流通対策に取り組むことで、単価の向上や漁業所得の向上が期待されます。さらに、漂着ゴミの回収・処理を行うことにより、漁業生産の基盤となる漁港施設等の早期復旧を図ることができ	佐伯市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	観光	観光推進事業 【事業内容】 佐伯市の豊富な食材を活用した四季を通じた食のキャンペーン事業を行い、食観光の一層の推進を図るとともに、県内の他自治体や、宮崎県北部地域などとも連携を図るものです。また、観光ガイドの育成とレベルを維持するために、定期的に育成と研修などにも取り組み、観光産業の全体的な推進を図るものです。 【事業の必要性】 食観光は佐伯市の最大の強みであり、継続的に行うことによりリピーターの確保につながっています。また、近年は「養殖マグロ」や「真がき」等の新食材の開発も行われており、継続した食観光推進への取組は欠かせないものとなっています。加えて、県南3市、宮崎県北部、宿毛市などの自治体間での連携や、J R九州、N E X C O西日本などの事業者と連携することで新たな方法やルートからの観光誘客を目指す必要があります。同時に、観光地としての地域の意識を高めるため、観光ガイドの育成とレベル並びにインバウンド対応を進めるため定期的に育成と研修を行う必要があります。 【見込まれる事業効果】 地域食材の活用や消費が見込まれるとともに、食材に対する料理のレパートリー増加や、地域のイメージアップを周辺自治体と連携し取り組むことでの相乗効果が期待できます。加えて、観光ガイドの資質の向上と活動促進を図ることにより、地域のイメージの向上とリピーターの増加が期待できます。	佐伯市	
	企業誘致	企業立地助成金事業 【事業内容】 本市への企業立地及び地場企業の増設を促すため、設備投資等の経費の一部を支援するものです。市内に工場等を新設又は増設した事業者に対し、用地取得費・設備投資費・新規雇用者数・税・回線使用料・借室料・改修費等に対する助成を行います。 【事業の必要性】 労働力の向上や移住定住を促進させるためにも、雇用の場の確保は重要な課題であると考えます。企業が本市に新設又は増設しやすい支援策を講じることで、雇用機会の拡大及び市経済の発展が図られます。 【見込まれる事業効果】 制度を利用することにより、企業誘致及び企業留置が促進されることで、産業の活性化が図られるとともに、雇用の創出及び移住定住の促進が見込まれます。	佐伯市	
	その他	地域づくり活性化事業 【事業内容】 九州一広い佐伯市の多彩な農林水産物等に付加価値を付け、ブランド化を図り、都市部への流通促進等を推進するものです。また、佐伯市食のまちづくり条例を基に、食を通じた地域づくり・人づくりの推進や、「さいきオーガニック憲章」の普及啓発による持続可能な地域づくりを目指すものです。 【事業の必要性】 地域特産品のブランド化や流通促進により、生産者の地位向上や産地化を図るほか、食のまちづくりや佐伯市版SDG sである「さいきオーガニック憲章」を推進することで、持続可能で特色ある地域づくりの実現に繋げる必要があります。 【見込まれる事業効果】 地場産品の商品価値が高まり、都市部への流通促進により生産者所得の向上や産地化が図られ、地域の活性化に繋げることが期待できます。また、食のまち・食育推進や佐伯市版SDG sである「さいきオーガニック憲章」の推進により、地域の魅力を高め、特色ある地域づくり、地域活性化、持続可能な地域づくりに繋げることが期待できます。	佐伯市	
	(11) その他	国直轄港湾工事負担金 (港湾改修事業負担金)	国	
		港湾整備事業負担金 (港湾改修事業負担金)	大分県	

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業 種	計画期間	備 考
佐伯市全域	製造業、情報サービス業等、 農林水産物等販売業、旅館業	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)その対策及び(3)事業計画に記載のとおりです。

なお、産業振興については、周辺市町村との連携に努めます。

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画において、公共施設等の管理に関する基本方針のほか、実施方針として、次のとおりとしています。

本計画においても、公共施設等総合管理計画の基本方針及び実施方針に沿って計画を策定しており、公共施設等総合管理計画と整合します。

【施設類型 産業系施設 産業系施設】

- ・新規整備は、原則として行わない。
- ・既存施設の利用状況及び老朽化等を勘案し、転用、集約化、複合化及び廃止等を検討する。
- ・定期的な点検・修繕を実施し、長寿命化を図る。
- ・地区及び民間による活用が図られる見込みのある施設については、譲渡及び売却等による有効活用を推進する。
- ・地区集会所に類する施設については、地区への譲渡を推進する。地域の体育祭などのコミュニティの醸成を図るイベント等に活用されている施設については、地域の実情や利用状況等を勘案しながら、今後のあり方を検討する。

【施設類型 道路 農林道】

- ・橋りょう・トンネルは、定期的な点検・診断を行い、その結果危険性が認められた施設については、利用状況や費用を考慮した上で、計画的な修繕、除却等による安全性の確保とともに長寿命化を図る。

(ア) 農道

一定要件農道については、費用がかさむため、補助事業を計画的に利用しながら管理を行う。一定要件以外の農道については、現状の地区での管理を継続し、路面補修等については現行の原材料支給制度を継続する。また、構造的な維持補修に係るものは、利用度や必要性を考慮し適正な維持管理・修繕を行う。

(イ) 林道

林道が未整備となっている森林については、役割や機能等整備の優先度を検討するなどし、効率的・効果的な整備を図る。補修、改良等の実施時期や最適な対策方法を決定するとともに、優先順位を考慮しながら適正な維持管理を行う。

【施設類型 漁港・漁場 漁港・漁場施設】

- ・施設の更新は原則行わないが、ストック計画で緊急に老朽化対策・長寿命化を行う必要があると判断された施設については、計画的に適切な処置を施すようにする。漁業者あるいは漁船の減少が顕著な漁港については、その規模に見合った施設の集約化を検討し効率的・効果的な整備を図る。国の整備方針に基づき小規模な新規施設の建設は行わない。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

地域情報化の面では、本市の情報通信の基幹施設であるケーブルテレビ施設は、約 20 年以上経過して老朽化しており、施設の更新が喫緊の課題となっています。

また、市内には、ブロードバンドの無い離島が 2 島あり、市内全域のブロードバンド整備もできていません。少子高齢化や新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、ICT を利用した各種システムの構築も市民サービスの提供には必要なシステムです。

このほか、地域の各種課題の解決のためにも、第 5 世代移動通信システム（通称：5G）等の各種ソリューションや ICT を利用したシステムの開発、構築、協力体制の確保等、今後も急速に進化する情報通信技術の利活用の取組が必要です。

(2) その対策

ケーブルテレビ施設が老朽化している一部地域において、民営化するなどの手法を取り入れ、光化（FTTH 方式）による更新を行うことや、定期的な保守等による維持管理を行い、安定したケーブルテレビのサービスを提供します。

また、市内全域のブロードバンド整備を推進するため、未整備地域における光ケーブル、離島における海底ケーブルの敷設や定期的な保守等による維持管理を行うとともに、移住・定住や企業誘致、防災対策、医療・福祉の充実、誰ひとり取り残さないデジタル社会の実現など情報インフラを活用した地域課題解決のためのシステムの構築をします。

さらに、各分野における地域課題解決ソリューションや、国・県及び通信事業者との協力体制による第 5 世代移動通信網等を利用したアバターシステムなどの実証実験を行い、それらの導入について検討します。

【目標指標】

目標内容	基準値	目標値
	令和 2 年度（2020 年度）	令和 7 年度（2025 年度）
ケーブルテレビ施設の光化整備率	23%	100%

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 地域における情報化	(1)電気通信施設等情報化のための施設 通信用鉄塔施設	ケーブルテレビ施設F T T H化整備事業	佐伯市	
		携帯エリア整備事業	佐伯市	
		次世代通信システム5 G整備事業	佐伯市	
	防災行政用無線施設	佐伯市防災情報システム整備事業	佐伯市	
	その他	C A T V事業	佐伯市	
		情報通信基盤システム整備事業	佐伯市	
	(2)過疎地域持続的発展特別事業 情報化	遠隔診療システム整備事業 【事業内容】 遠隔診療システムを導入し、高齢者等が在宅や地域の公民館で、病院と回線をつなぎ、遠隔診療をできるシステムを導入する事業です。 【事業の必要性】 過疎地域において、医療の必要な方に交通の便等が脆弱なために、必要な治療が受けられていない現状があり、遠隔診療の必要性が高まっています。 【見込まれる事業効果】 高齢者が通院することなく必要な受診をすることができ、コロナ禍でも人に接触することなく安全に受診できることが期待できます。	佐伯市	
		高齢者見守りシステム整備事業 【事業内容】 高齢者見守りシステム（ロボット型スマートスピーカ）を導入し、高齢者や障がい者などの一人暮らしをサポートし、遠方の家族がスマホで見守るシステムを導入するものです。 【事業の必要性】 少子高齢化が進む佐伯市で、一人暮らしの方の見守りが喫緊の課題となっています。 【見込まれる事業効果】 独居の高齢者や障がい者が安心して暮らせることができる体制を整えることが期待できます。	佐伯市	
	デジタル技術活用	アバターシステム推進事業 【事業内容】 大分県とANAグループの連携により、VR等ロボットを使った最先端のテクノロジーの実証実験を佐伯市で実施している中、佐伯市においても今後の運用や継続利用を推進するものです。 【事業の必要性】 少子高齢化による担い手不足の解消は、喫緊の地域課題です。 【見込まれる事業効果】 最先端の技術導入により、地域観光の掘り起こしや需要の創出及び人手不足の解消が期待できます。	佐伯市	
	その他	地域情報化推進事業 【事業内容】 佐伯市全域に整備する光ケーブルを利用して、様々な情報提供を行うシステムを導入するとともに、保守や点検を継続的にを行い安定した運用を図り、スマートシティ構想に向けた行政サービスのI C T化を行うものです。 【事業の必要性】 九州一広く、少子高齢化が進む佐伯市において、情報インフラの整備による行政サービスの効果的な提供が必要とされています。 【見込まれる事業効果】 在宅において、様々な行政情報の取得ができ、行政サービスを受けるようになることが期待できます。	佐伯市	
		海底ケーブル維持管理事業 【事業内容】 佐伯市には、有人離島が4島あり、その中でも深島・屋形島の2つの離島について、海底ケーブルを整備し、維持管理を実施することにより安定した情報サービスの提供を行うものです。 【事業の必要性】 離島においても、本土と同様の情報サービスを提供する必要があります。 【見込まれる事業効果】 離島において海底ケーブルを整備し、維持管理することで、本土と同様の情報サービスの提供が期待できます。	佐伯市	

		民営化に係る一括負担金 【事業内容】 料金収入だけでは運営できない地域においては、コロナ対策臨時交付金を市町村が事業者を支払うランニング費用に充当できることから、地域のケーブルテレビサービスの永続的サービスの提供のため、一括負担金の費用負担を行うものです。 【事業の必要性】 佐伯市におけるケーブルテレビサービスの永続的サービスの提供のため、民営化したケーブルテレビの費用負担は、行政サービスの一環として必要不可欠です。 【見込まれる事業効果】 佐伯市全域に、永続的なケーブルテレビサービスの提供が推進できます。	佐伯市	
--	--	---	-----	--

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画において、該当する公共施設等はありませんが、公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、施設の新規整備は総量規制の範囲内で行うことで、施設総量の適正化を推進します。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 道路網の整備

道路インフラについては、住民生活の利便性向上や産業の発展において最も重要な基盤の一つです。本市は、大分県全体の約 14%を占める 903.14 ㎢という広大な市域面積を有しており、東九州自動車道をはじめ、国道 10 号、217 号、326 号及び 388 号の主要幹線道路とこれに連結する県道や市道の整備に取り組んできました。

しかし、地域間の連携及び交流が推進できるよう市域内の交通条件を改善するため、各地域間を結ぶ循環型の道路網整備に積極的な取組が必要です。

加えて、身近な道路の整備に対する市民ニーズが強いことから、市道及び都市計画道路の計画的な整備や歩行者の安全に配慮した整備対策が課題です。また、橋りょう・トンネル等の適正維持についても、その施設数が膨大であるため、長寿命化修繕計画に基づき計画的に実施していく必要があります。

このほか、林道については、充実した森林資源の利活用を図るため、林業活動の推進と生産性向上のための整備が急務ですが、生活道や森林を利用したレクリエーション活動の拠点となる森林へのアクセス道路としての役割という一面もあり、利用者の多様なニーズに応じた整備も求められています。

イ 公共交通の整備

市民生活の交通手段を確保するため、既存の路線バスとコミュニティバスとの共存を図ってきましたが、人口減少・マイカー利用などによる利用者の低迷、更には新型コロナウイルス感染症感染拡大による移動制限などにより、路線バス事業者を取り巻く環境がより一層厳しい状況となっています。

このようなことから、本市と路線バス事業者がコミュニティバスによる共同運行を行うことで、大型車両での運行が基本となる幹線としての役割を果たす各路線の確保維持を図るとともに、中型以下の車両での運行が可能な路線についてはタクシー事業者等との連携により、必要な路線を維持するための運行便数や経路の適正化・効率化を図る必要があります。

また、地域の実情に応じた運行形態等により、持続可能な公共交通網を維持していくことが重要です。

鉄道についても、路線バスと同様に利用者の減少が顕著ですが、地域住民の通勤・通学にとって重要な交通手段となっています。

今後も、利便性の向上を図るための高速複線化や東九州新幹線の早期実現に向けての要望活動を行うとともに、利用促進と観光客の増加に繋がる取組を進めるためにも近隣市町村や関係機関と連携し、更なる取組を進める必要があります。

離島航路については、本土への唯一の交通手段として大きな役割を果たしています。

島民の単なる移動手段のみならず、生活物資の輸送においても重要な役割を担うとともに、離島の観光振興の観点からは観光客など島民以外の航路利用者の利用促進を図る必要があります。

また、離島航路事業者の安定的な事業収入の増加を図るとともに、離島における各種産業の振興に繋がる取組も必要です。

(2) その対策

ア 道路網の整備

東九州自動車道に関しては、平成 27 年 3 月に佐伯・蒲江間が開通し、平成 28 年 4 月には北九州・宮崎間が全線開通したことから、本市も「高速新時代」を迎えたところです。しかし、供用区間の大半が 2 車線であることから、早期の 4 車線化を目指し、国や県に働きかけます。

さらに、国道や主要な県道の整備については、国や県に積極的に働きかけるとともに市道については、生活に不可欠な道路であるため、各地域間を結ぶ循環型の道路網の整備に取り組むほか、地域のニーズや実情、交通量などを考慮して、生活環境改善のための道路整備を推進します。

都市計画道路については、社会情勢の変化に基づいた整備路線の見直しを行い、計画的かつ積極的な整備を実施します。

また、林道については、開設を進めるとともに、主要な路線については舗装整備を進めます。

【目標指標】

目標内容	基準値	目標値
	令和 2 年度（2020 年度）	令和 7 年度（2025 年度）
市道整備着手率	47%	100%
橋梁長寿命化修繕率	36.5%	76.2%
トンネルの長寿命化修繕率	26.3%	52.6%
都市計画道路の整備率	65.2%	65.8%

イ 公共交通の整備

市内の主要なバス路線については、令和 3 年 10 月からの公共交通の再編に伴い、大分バスと大野竹田バスの運行路線のうち、伯大線と重岡線を除く大分バスの 6 路線をコミュニティバス化し、大分バスと連携して持続可能な生活交通路線の維持・確保を行います。

また、既存のコミュニティバス路線についても、交通事業者とともに地域の実用に応じた運行方法や路線の効率化を図り、利便性の向上を図ります。

今後の見直しの方針については、

① 現在のバス路線の骨格を基本とした上で、買い物・通院・通学のための路

線を市と大分バスとで共同運行します。

- ② 前回見直した路線については、需要がなくなっている路線もあることから、利用状況を鑑みて役割に応じた運行内容への適正化を図り、収支の健全化を図ります。
- ③ 以前より課題であった周辺部から市街地までの運賃の格差について、新しい運賃体系の導入により解消するとともに、収益性についても健全化を図ります。
- ④ スクールバスなどの輸送資源の総動員によりその車両を活用し、利便性を維持しつつ効率的な運行を目指すとともに、財政負担の軽減を図るための検討を行います。

離島航路についても、通院や通学だけでなく日常必需品、郵便物等の重要な生活物資の輸送を担っていることから、その航路の維持に努めます。

鉄道に関しても、地域住民の重要な通勤・通学の手段となっていることから、利便性を向上させるための高速化（複線化）等の要請を JR 九州に対して、大分・宮崎県境地域開発促進協議会の構成員である延岡市など関係機関と連携して行っていきます。

また、JR の利用の促進を図るため、大分・宮崎県境 5 市政策協議会の構成員である「臼杵市、津久見市、延岡市、日向市」などの近隣市町村や関係機関と連携し、日常利用客と観光客の増加の取組を進めます。

さらには、東九州自動車道を利活用した空港バスや都市との連絡バスの運行推進、離島との海上交通手段の確保及び利便性の向上を検討し、陸上交通、鉄道交通とのスムーズなリンクの構築に努めます。

【目標指標】

目標内容	基準値	目標値
	令和 2 年度（2020 年度）	令和 7 年度（2025 年度）
コミュニティバスの 1 便当たりの利用率	2.9 人／便	4.6 人／便
旧路線バス継承分の 1 便当たりの利用率	7.9 人／便	7.3 人／便

(3) 事業計画 (令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道 道路	南部線道路改良事業 L=620m W=6.5m	佐伯市	
		提内線ほか道路改良事業 (県施行事業負担金) 橋梁架替 N=4基 W=5.0m	大分県	
		府坂棚野線道路改良事業 L=232m W=5.0m	佐伯市	
		前方大野線道路改良事業 L=1,230m W=6.0m	佐伯市	
		西谷上岡線道路改良事業 L=142m W=2.0m	佐伯市	
		古江1号線道路改良事業 L=350m W=4.0m	佐伯市	
		岡山川河岸線道路改良事業 L=576m W=4.0～6.5m	佐伯市	
		狩生線道路改良事業 L=317m W=4.0m	佐伯市	
		西の平岸の上線道路改良事業 L=300m W=4.0m	佐伯市	
		石入場線道路改良事業 L=380m W=6.5m	佐伯市	
		平野1号線 (平野踏切) 拡幅事業 L=48m W=4.3～8.5m	佐伯市	
		古江1号線 (古江踏切) 拡幅事業 L=50m W=5.0m	佐伯市	
		小半線道路改良事業 L=148m W=5.0m	佐伯市	
		腰越線道路改良事業 L=780m W=3.0m	佐伯市	
		杭ノ内線道路改良事業 L=223m W=4.0m	佐伯市	
		真浦4号線道路改良事業 L=144m W=3.0～4.0m	佐伯市	
		小浦浜線道路改良事業 L=100m W=4.0m	佐伯市	
		岡目筈線道路改良事業 L=340m W=5.0m	佐伯市	
		宮の沖白潟線道路改良事業 L=270m W=4.0m	佐伯市	
		下城線道路改良事業 L=120m W=4.0m	佐伯市	
		宇山柏江線道路改良事業 L=120m W=4.0m	佐伯市	
		小島中央線道路改良事業 L=200m W=5.0m	佐伯市	
		津井赤石支1号線道路改良事業 L=120m W=4.0m	佐伯市	
		昭和中学校線道路改良事業 L=130m W=7.5m	佐伯市	
		須平内支線道路改良事業 L=105m W=3.0m	佐伯市	
		尾岩鬼ヶ瀬線道路改良事業 L=600m W=5.0m	佐伯市	
		笠掛切畑線道路改良事業 L=150m W=5.0～6.0m	佐伯市	
		伏野線道路改良事業 L=360m W=4.0m	佐伯市	
		小田代線道路改良事業 L=220m W=4.0m	佐伯市	
		松合2号線道路改良事業 L=50m W=4.0m	佐伯市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		仲川原 6 号線道路改良事業 L=150m W=3.0m	佐伯市	
		駅前佐伯大橋線道路改良事業 L=1,100m W=14.0m	佐伯市	
		道路メンテナンス事業 トンネル長寿命化修繕計画(トンネル補修事業)	佐伯市	
		市道小福良線法面老朽化対策事業 L=30m H=10m A=300m ²	佐伯市	
		真浦縦貫 1 号線道路改良事業 L=10m W=5.0m	佐伯市	
		間庭線道路改良事業 L=100m W=5.0m	佐伯市	
		市園芋野瀬線道路改良事業 L=110m W=5.0m	佐伯市	
		中江 1 号線道路改良事業 L=10m W=4.5m	佐伯市	
		野添寺田線道路改良事業 L=22m W=4.0m	佐伯市	
		沖松浦線道路改良事業 L=50m W=7.0m	佐伯市	
		桑園 3 号線道路改良事業 L=710m W=4.5m	佐伯市	
	橋りょう	道路メンテナンス事業 橋梁長寿命化修繕計画(橋梁補修・法令点検・耐震化事業)	佐伯市	
		橋梁維持補修事業	佐伯市	
	その他	馬場常盤線街路事業 L=443m W=9.5m	佐伯市	
		広小路下城線街路事業 L=165m W=19m	佐伯市	
		県施行事業負担金(道路新設改良費負担金)	大分県	
	(3)林道	林道小福良線開設事業 L= 590m、W=4.0m	佐伯市	
	(6)自動車等 自動車	コミュニティバス車両購入事業 ・コミュニティバス車両の購入等	佐伯市	
	(9)過疎地域 持続的発展特 別事業 公共交通	コミュニティ交通整備事業 【事業内容】 民間バス路線や鉄道等から離れた地域(交通空白地域)に市営のコミュニティバスを運行し、住民の生活に必要な交通手段を確保するものです。 【事業の必要性】 交通空白地域や交通不便地域の解消を行う必要があります。 【見込まれる事業効果】 住民が安心して暮らせるための交通手段の確保が期待できます。	佐伯市	
		地域公共交通維持確保事業 【事業内容】 地域の公共交通の維持に係る経費、路線や航路を維持する民間事業者に対して補助等を行うものです。 【事業の必要性】 住民が安心して暮らせるための公共交通を確保し、維持する必要があります。 【見込まれる事業の効果】 住民が安心して暮らせるための交通手段の確保が期待できます。	佐伯市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画において、公共施設等の管理に関する基本方針のほか、実施方針として、次のとおりとしています。

本計画においても、公共施設等総合管理計画の基本方針及び実施方針に沿って計画を策定しており、公共施設等総合管理計画と整合します。

【施設類型 道路 市道】

- ・ 定期的な点検・診断結果に基づき、適正な維持管理・修繕を行うことで長寿命化を図る。
- ・ 点検・診断結果から危険性が認められた施設については、利用状況や費用を考慮した上で、計画的な修繕、廃止等により安全性の確保を図る。

【施設類型 道路 農林道】

- ・ 橋りょう・トンネルは、定期的な点検・診断を行い、その結果危険性が認められた施設については、利用状況や費用を考慮した上で、計画的な修繕、除却等による安全性の確保とともに長寿命化を図る。

(ア) 農道

一定要件農道については、費用がかさむため、補助事業を計画的に利用しながら管理を行う。一定要件以外の農道については、現状の地区での管理を継続し、路面補修等については現行の原材料支給制度を継続する。また、構造的な維持補修に係るものは、利用度や必要性を考慮し適正な維持管理・修繕を行う。

(イ) 林道

林道が未整備となっている森林については、役割や機能等整備の優先度を検討するなどし、効率的・効果的な整備を図る。補修、改良等の実施時期や最適な対策方法を決定するとともに、優先順位を考慮しながら適正な維持管理を行う。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 水道施設の整備

水道は、市民生活や社会活動を行う上で欠くことのできないライフラインです。

しかし、本市の水道施設は、昭和 40 年代から 50 年代にかけて整備されたものが多く、その老朽化が顕著となっています。

老朽化した水道施設では、事故や故障が起こりやすく、断水の原因となります。また、管路の老朽化は漏水の原因となるほか、道路の冠水、崩壊などにより人的被害を与えるおそれもあることから、早急に更新・整備を進めていく必要があります。

イ 生活排水処理施設等の整備

下水道は、快適な生活環境の確保や河川等の水質保全を図る污水处理機能等を備えており、安全な市民生活には欠くことのできない基盤施設です。

本市は、1 市 5 町 3 村の市町村合併により誕生した九州一広い面積を有する市ですが、生活排水処理施設の整備手法は合併前の人口規模や地域に応じたものとなっており、現在、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業、小規模集合排水処理施設整備事業、浄化槽市町村整備促進事業及び浄化槽設置整備事業（個人設置型）により推進しています。点にする多くの污水处理施設を最適かつ効率的に整備していく必要があります。

また、住民の高齢化や独居世帯の増加などにより、下水道への接続や合併処理浄化槽の設置意欲が低下しており、転換促進が進んでいません。令和元年度末の単独処理浄化槽の利用人口を除く污水处理人口普及率及び水洗化率はそれぞれ 76.8%と 68.0%であることから、更なる普及率の向上対策の推進が必要です。

ウ 廃棄物処理施設の整備

ごみ処理施設「エコセンター番匠」及び最終処分場（佐伯・蒲江）は、完成から 15 年以上経過し、施設の延命化が最重要課題となっています。また、廃棄物の運搬車両については、その老朽化対策や効率的かつ適正な運搬体制を構築するため、配置の見直しや新規購入が必要となっています。

し尿処理施設「クリーンセンター」は、平成 8 年に供用開始し、平成 25 年に改造工事を実施しています。施設の老朽化が進んでいることから、継続的に長寿命化を図る必要があります。

エ 火葬施設の整備

火葬施設は、「佐伯市火葬場統廃合計画」に基づく統廃合が行われ、現在 3 施設あります。現在の施設は、最も新しいものでも供用開始後 25 年を経過しています。今後も安定的な火葬施設の運営のため、継続的に長寿命化を図っていく必要

があります。

オ 消防の推進

本市の消防体制は、昭和 45 年の佐伯地域広域市町村圏事務組合の発足後、昭和 47 年から旧佐伯南郡地域を管轄として消防業務を行ってきています。これまでに、消防団との連携強化も年々向上し、火災等の多様な災害に対応しています。

また、平成 22 年の新庁舎建設に合わせて高機能消防指令システムを整備し、より一層の消防力強化を図っています。

しかし、近年、南海トラフ地震の発生確率の高まりに加えて、台風や集中豪雨等の自然災害も頻発激甚化し、大規模、広域被害をもたらす中、地域住民が消防に寄せる期待は年々高まっています。このような状況下において、今後も消防職員の知識と技術の向上とともに、地域防災の要である消防団員の育成と確保に努める必要があります。

また、少子高齢化の進展に伴い、市町村を取り巻く状況は年々厳しくなる中、今後も消防力の維持強化を図るため、大分県域消防指令業務の共同運用を行うことにより迅速な情報収集や関係機関の情報共有を図るとともに、防災関係機関の一層の連携強化の体制づくりや更なる地域防災力の充実強化に向け取り組む必要があります。

カ 環境衛生の推進

今日の環境問題の解決には、市民一人ひとりが環境問題に深い理解と認識を持ち、それぞれのライフスタイルや社会経済活動を環境への負荷の少ないものに変えていく必要があります。

市民による地球温暖化防止や省エネ等の取組、自然環境保全の啓発及び人材育成を推進することが持続可能な社会づくりへの重要な取組といえます。

キ 住環境の整備

公営住宅等については、市民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的として、住宅の困窮者に安い家賃で賃貸するとともに、入居者の様々なニーズに適切・迅速に対応できる管理運営を目指しています。また、「佐伯市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、外壁や屋上の防水、給水設備の改修などを行うことにより、施設の長寿命化を図っています。

また、市内周辺部の住宅で空き室が増加し、空き室率が管理戸数の 20%を超える状況となっていることを踏まえ、用途廃止や周辺住宅への集約等、ライフサイクルコストの縮減を図っていく必要があります。

建築物の耐震化に関しては、地震による建築物の倒壊等の被害から生命と財産を保護するため、耐震診断及び耐震改修を計画的に推進しています。また、平成 30 年に発生した大阪北部地震において、ブロック塀の倒壊による人的被害があつ

たことから、地震時に倒壊の危険性があるブロック塀等の除却を推進する必要性が生じています。

さらに、がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれがある区域で、危険住宅の移転を推進することから、令和３年度から「がけ地近接等危険住宅移転事業」が始まりました。この補助事業の対象区域となる近接等危険住宅特別警戒区域内の人家戸数は、本市に 2,884 戸（令和２年度末）あることから、その移転を推進する必要があります。

このほか、吹き付けアスベスト建材等の分析調査を推進し、健康と住環境を確保することも必要となっています。

ク 公園・緑地の整備

都市公園の施設及び遊具については、耐用年数が経過し、老朽化しているものもあります。

また、城山歴史公園の登山道及び施設も経年劣化しており、早急な整備を行う必要があります。

（２）その対策

ア 水道施設の整備

平成 29 年 3 月策定の佐伯市水道事業ビジョンに基づく「安全で強靱な水道の持続」を実現するため、老朽管の更新と耐震化を計画的かつ効率的に行います。

また、遠方監視項目が不足している旧簡易水道事業施設等について、監視機器の整備及び遠方監視システムクラウド化（WEB 監視）を行い、監視体制の強化を図ります。

【目標指標】

目標内容	基準値 令和２年度（2020 年度）	目標値 令和７年度（2025 年度）
老朽化した管路の更新による耐震化	26.0%	28.5%

イ 生活排水処理施設等の整備

公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業、小規模集合排水処理施設整備事業、浄化槽市町村整備推進事業等の各種生活排水処理施設の整備に積極的に取り組みます。

また、これらの公共排水処理施設の整備が困難な地域においては、単独処理浄化槽や汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換に対して補助等を行い、整備促進に努めます。

【目標指標】

目標内容	基準値 令和 2 年度（2020 年度）	目標値 令和 7 年度（2025 年度）
汚水処理人口普及率	77.8%	88.5%
水洗化率	69.2%	85.9%

※汚水処理人口普及率・水洗化率は単独処理浄化槽の利用人口を除く。

ウ 廃棄物処理施設の整備

ごみ処理施設「エコセンター番匠」及び最終処分場（佐伯・蒲江）については、建物の老朽化対策及び施設内設備の計画的な更新により、その延命化を図ります。また、老朽化した運搬車両の更新等を行うことにより適正かつ効率的な運搬体制を確保し、市民の快適な生活環境の維持に努めます。

し尿処理施設「クリーンセンター」については、その点検整備計画を見直し、令和 6 年度以降の整備計画を策定します。

エ 火葬施設の整備

現存の火葬施設を安定的に管理するため、建物及び設備の点検等を実施し、長寿命化計画を策定します。

オ 消防の推進

消防装備・設備については、消防車両や消防団積載車などの更新、消防機庫、防火水槽、消防団員の装備品の整備などを行い、より一層の消防力の充実強化に努めます。

また、令和 6 年 4 月から県下 14 消防本部で受信している 119 番通報の指令業務を一元化するため、共同指令センターの整備を行います。

加えて、消防団員の確保について重点的に取り組むとともに、その育成強化を図り、地域の防災力の向上に努めます。

【目標指標】

目標内容	基準値 令和 2 年度（2020 年度）	目標値 令和 7 年度（2025 年度）
消防団員数（累計）	1,622 人	1,540 人
女性消防団員数（内数の累計）	(26 人)	(25 人)

カ 環境衛生の推進

地域における市民の自発的な環境美化活動を促進し、市民の環境に対する意識の高揚に努めます。

【目標指標】

目標内容	基準値	目標値
	令和２年度（2020年度）	令和７年度（2025年度）
市内一斉清掃地区参加率	70%	100%

キ 住環境の整備

公営住宅等については、長期にわたっての有効活用とライフサイクルコストの縮減のため、単年ごとに、「佐伯市公営住宅等長寿命化計画」の見直しを行い、現況に沿った定期的な点検の実施と予防保全の観点での改修等に努めます。

また、管理戸数の適正化へ向けた取組として、老朽化が著しい住宅や耐用年限を超えている住宅の用途廃止や集約等を図ります。

建築物の耐震化については、「佐伯市住宅・建築物耐震化促進計画」に基づき、災害に対する市民の安全を確保するため、耐震化率の向上に努めます。

災害時の人命の安全及び避難等経路の確保を図るため、道に面する危険性のあるブロック塀等除却の推進に努めます。

土砂災害等の危険から住民生命の安全確保を図るため、崩壊等の危険があるがけ地等の区域から危険住宅の移転を推進します。

民間建築物については、戸建て木造住宅の耐震化及び吹き付けアスベスト建材等の分析調査に対する助成金の拡充により、安全・安心な住環境づくりに努めます。

【目標指標】

目標内容	基準値	目標値
	令和２年度（2020年度）	令和７年度（2025年度）
市営住宅管理戸数	1,660 戸	1,654 戸
特定建築物耐震化率	79.8%	80.3%
市有建築物耐震化率	91.0%	91.5%
ブロック塀等除去（累計）	0 箇所	20 箇所
がけ地等危険住宅移転（累計）	0 箇所	1 箇所

ク 公園・緑地の整備

老朽化した公園施設については、「佐伯市公園施設長寿命化計画」に基づき、その更新・改修・撤去を計画的に行います。

城山歴史公園については、「佐伯城山の活用・保存等に関する基本方針」に基づき、自然環境と歴史資産を保存しながら保全・整備・管理を行います。

また、都市公園については、「佐伯市緑の基本計画」に基づき、市民に親しまれる公園の整備を推進します。

さらに、市内全域に四季折々の花のにぎわいを創出し、地域の活性化を図る「さいき花の楽園構想」の理念に基づき、花を通じての美しい地域環境づくりと、四季を通して観賞することができる花の名所づくりを推進します。

【目標指標】

目標内容	基準値	目標値
	令和2年度（2020年度）	令和7年度（2025年度）
都市公園面積（累計）	108.48ha	108.63ha
さいき花の楽園構想推進事業における花の名所づくり事業件数	9件／年	9件／年 (現状維持)

(3) 事業計画 (令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 生活環境 の整備	(1) 水道施設 上水道	送配水管整備事業 老朽管布設替、送配水管新設	佐伯市	
		佐伯市遠方監視システムクラウド化増強事業 遠方監視システム更新 1式	佐伯市	
		水道施設整備事業 水道施設更新 1式	佐伯市	
		クリプトスボリジウム等対策事業 ろ過施設、紫外線処理設備設置 1式	佐伯市	
	その他	飲料水供給施設遠方監視システムクラウド化増強事業 機器整備 1式、遠方監視システム更新 1式	佐伯市	
	(2) 下水処理施設 公共下水道	佐伯市公共下水道事業 終末処理場改築、管きょ整備等	佐伯市	
		佐伯市特定環境保全公共下水道事業 終末処理場改築、管きょ整備等	佐伯市	
	農村集落排水施設	農業集落排水事業 処理施設、管路施設改築	佐伯市	
	漁業集落排水施設	漁業集落排水事業 処理施設、管路施設改築	佐伯市	
	その他	佐伯市浄化槽整備計画事業 5人槽483基、7人槽126基、10人槽11基	佐伯市	
		浄化槽市町村整備推進事業 5人槽35基	佐伯市	
	(3) 廃棄物 処理施設 ごみ処理施設	廃棄物運搬車両整備事業	佐伯市	
		エコセンター番匠延命化事業	佐伯市	
		最終処分場延命化事業	佐伯市	
	し尿処理施設	し尿処理施設長寿命化改修事業	佐伯市	
	(4) 火葬場	火葬場施設長寿命化改修事業	佐伯市	
	(5) 消防施設	佐伯市消防署庁舎建設事業 東部分署建設工事	佐伯市	
		佐伯市消防署庁舎建設事業 上浦派出所建設工事	佐伯市	
		常備消防車両更新事業 (消防ポンプ車、救急車、梯子車等)	佐伯市	
		消防通信システム共同整備事業 (共同整備負担金、指令システム整備、指令センター装置撤去等)	佐伯市	
		非常備消防車両更新事業 (小型動力ポンプ付) (過疎地域分)	佐伯市	
		非常備消防車両更新事業 (小型動力ポンプ付) (辺地地域分)	佐伯市	
		非常備消防施設整備事業 (消防機庫建設) 新築工事5棟 (佐伯鶴岡分団・弥生上小倉分団・蒲江尾浦分団・蒲江畑野浦分団・弥生床木分団)	佐伯市	
		消防防災設等整備事業 (耐震性貯水槽設置) 耐震性貯水槽設置 (40t 7基・60t 1基)	佐伯市	
		消防防災施設整備事業 防火水槽整備 (補修等) 事業 24基	佐伯市	
		非常備消防施設整備事業 消防機庫解体事業	佐伯市	
	(6) 公営住宅	公営住宅ストック総合改善事業 (外壁・屋上防水・ガス管改修等工事)	佐伯市	
		公営住宅ストック総合改善事業 (給水設備改修工事)	佐伯市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
(7) 過疎地 域持続的 発展特別事業 その他		住宅改修単独事業 (隔測量水器・集中検針装置取替工事)	佐伯市	
		消防団安全装備品整備事業 【事業内容】 消防団員の活動の充実強化を図るため、雨衣1,281着・防火衣685着の整備を行うものです。 【事業の必要性】 近年の複雑多様化する各種災害に対応するため、団員の安全装備の充実強化を図る必要があります。 【見込まれる事業効果】 装備品の整備により、消防団員個人の活動中の安全性と行動性が高められる効果が期待できます。	佐伯市	
		火葬場解体事業（直川火葬場解体事業） 【事業内容】 用途廃止した直川火葬場を解体（敷地面積1,459㎡）します。 【事業の必要性】 この施設は、平成23年4月に用途廃止しています。また、築後50年以上が経過しており、老朽化が著しいことから、除却を行う必要があります。 【見込まれる事業効果】 老朽化施設を除却することにより、管理施設数の削減が期待できます。	佐伯市	
		公営住宅解体単独事業（用途廃止住宅の解体） 【事業内容】 佐伯市公営住宅等長寿命化計画に基づく、用途廃止と解体をします。 【事業の必要性】 老朽化により長寿命化を行わない住宅について、用途廃止や解体をすることにより、増加する公営住宅の維持管理費を縮減する必要があります。 【見込まれる事業効果】 老朽化した住宅について用途廃止を行い、解体することで公営住宅の維持管理費の縮減が期待できます。	佐伯市	
		公園建築物解体事業 【事業内容】 老朽化した市民活動施設（友だちコミュニティ館）を解体します。（建築面積210.70㎡） 【事業の必要性】 本施設は築後約60年が経過しており、耐震性能がないことから地震時に倒壊のおそれがあり、公園利用者に被害を及ぼす可能性もあるため、危険防除の面からも除却を行う必要があります。 【見込まれる事業効果】 利用していない老朽施設を除却することで、管理施設総数の削減を行うとともに、跡地を都市公園としての機能強化が期待できます。	佐伯市	
	(8) その他	河川改良単独事業 (城村川改修)	佐伯市	
		河川改良単独事業 (檜野川支川改修)	佐伯市	
		河川改良単独事業 (女島地区排水路整備)	佐伯市	
		河川改良単独事業 (柏江地区内水被害対策)	佐伯市	
		河川改良単独事業 (泥谷地区内水被害対策)	佐伯市	
		河川改良単独事業 (上灘地区内水被害対策)	佐伯市	
		河川改良単独事業 (戸穴地区内水被害対策)	大分県	
		河川等維持補修事業 (市内一円)	佐伯市	
		急傾斜地崩壊対策事業負担金 (砂防費負担金)	大分県	
		津波危機管理対策緊急事業負担金 (海岸保全費負担金)	大分県	
		市町村営急傾斜地崩壊対策事業	佐伯市	
		さいき花の楽園構想推進事業	佐伯市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		公園施設長寿命化事業	佐伯市	
		濃霞山公園整備事業	佐伯市	
		城山歴史公園整備事業	佐伯市	
		八幡公園（仮称）整備事業	佐伯市	
		公園照明LED化事業	佐伯市	
		住宅・建築物耐震改修促進事業 （耐震診断・改修費補助金）	佐伯市	
		ブロック塀等除却支援事業 （ブロック塀等除却費補助金）	佐伯市	
		がけ地近接等危険住宅移転事業 （がけ地近接等危険住宅移転費補助金）	佐伯市	
		アスベスト分析調査補助事業 （アスベスト分析調査に対する助成）	佐伯市	
		河川改良単独事業 （大野川支川改修）	佐伯市	
		河川改良単独事業 （百々谷川支川改修）	佐伯市	
		河川改良単独事業 （新女島地区水路改修）	佐伯市	
		河川改良単独事業 （城村地区市道川田線 1 号無名橋架替）	佐伯市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画において、公共施設等の管理に関する基本方針のほか、実施方針として、次のとおりとしています。

本計画においても、公共施設等総合管理計画の基本方針及び実施方針に沿って計画を策定しており、公共施設等総合管理計画と整合します。

【施設類型 水道 水道施設】

適正に維持管理を行い、漏水等の事故を未然に防ぐとともに、事故があった場合は、早急に適切な対応を行う。上水道事業において昭和8年に敷設した配水管については、計画的に更新を行う。管理棟、電気室等の建築物については、適正に維持管理を行う。上水道事業の耐震性のない配水池については、適正に維持管理を行うとともに、更新等の検討を行う。

【施設類型 下水道 下水道施設】

定期的な点検・診断結果に基づき、適正な維持管理・修繕を行う。点検・診断結果から危険性が認められた施設については、利用状況や費用を考慮した上で、計画的な補修、除却等により安全性の確保を図る。特定環境保全公共下水道施設及び小規模排水処理施設の長寿命化計画を検討する。

【施設類型 供給処理施設 供給処理施設】

定期的な点検・診断を実施し、適正な維持管理を行うとともに、長寿命化を図る。使用しない施設については、計画的に除却を行う。

【施設類型 その他 その他】

公共建築物及び類似する施設の属する分類の実施方針に準拠する。

【施設類型 行政系施設 消防施設】

消防署所は、国の整備指針に基づき整備を行う。老朽化した消防署所については、早期に移転を含めた更新等の検討を行う。消防団員及び機能別消防団員の確保が著しく困難な状況になった地区の消防機庫及び詰所については、集約化及び複合化を検討する。積載車の車庫部分については、更新等を検討する。

【施設類型 公営住宅等】

公営住宅等施設整備戸数については、今後の需要状況や人口動向を勘案し、施設総量の縮減を検討する。新規整備は原則として行わず、既設施設を集約した建て替えによる更新を原則とする。新規整備が必要な場合は、中長期的な視点に立ち費用対効果を考慮して行う。定期的な点検を実施することにより、予防保全的な修繕や改善を行い、施設事故の未然防止や施設維持に係るライフサイクルコストの縮減を

図る。

【施設類型 公園 公園】

定期的な点検・診断により、適正に維持管理を行うことで長寿命化を図る。施設特性、利用状況及び地域特性を勘案しながら、縮小及び廃止を進め、管理運営の適正化及び効率化を推進する。点検・診断結果から危険性が認められる遊具等については、除却により安全性の確保を図り、更新は行うが新規増設は原則として行わない。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 子育て環境の確保

核家族化の進行や女性の就労機会の増大、週休2日制の定着や学校5日制などの社会変化に伴い、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。また、昼間、保護者のいない小学校低学年児童に対し、授業終了後に遊びを主とした児童の安全かつ健全な育成を図ることが課題となっています。

そのため、これまで以上に子どもや家庭に対する充実した施策が必要であるとともに、妊娠中からのきめ細やかな保健サービスや支援等、保育幼児教育施設の果たすべき役割が高まっています。特に最近の傾向として、保育所等においては、配慮の必要な児童が増加傾向にあるため、受入体制への支援が求められています。

このほか、家庭や地域においても子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大といった問題も生じており、地域の子育て家庭への支援が必要となっています。

イ 高齢者福祉の充実

本市の高齢化率は、令和元年10月1日現在40.2%と、市民の2.5人に1人は65歳以上の高齢者となっています。

また、昭和22年から24年に生まれた、いわゆる団塊の世代が全て75歳以上の後期高齢者となる令和7年には、高齢化率が42.8%、後期高齢化率が26%になると予想されていることから、近い将来、1人の若い世代が1人の高齢者を支える「肩車社会」となり、若い世代だけでは支えることができなくなることが想定されます。

高齢者の多くは、住み慣れた地域や家庭での生活を希望しています。しかしながら、高齢者の単身世帯や高齢夫婦のみの世帯が増え、家族の介護力の低下が起これるとともに、複合的な課題を抱えた世帯も増えています。その一方で、介護サービス等を提供する事業所では、担い手不足が大きな課題となっています。

このようなことから、今後は、介護保険制度下での介護サービス及び在宅福祉サービスの充実を図るとともに、介護予防のための健康づくりの推進を図り、高齢者の生活をより充実させるような仕組が必要です。

さらには、高齢者が持っている能力を十分に生かしながら社会参加できるような機会の提供と環境の整備も重要です。高齢者を住民が主体的に支え合う地域づくりを行い、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、生活上の困難を解消できる包括的支援体制の整備が必要となっています。

ウ 障がい者福祉の充実

障がい者の様々な分野への社会参加意欲が高まる一方で、障がい者自身の高齢

化とともに、介護者の高齢化による家庭介護機能の低下など、障がい者の介護を取り巻く環境は厳しさを増しています。

真に豊かな成熟社会を築いていくためには、障がいのある人々が社会の構成員として自立した生活を送ることができるようにノーマライゼーションの理念に基づく地域社会の実現が必要です。

障がい者が地域社会において自立し、社会参加できる環境づくりを進めるとともに、障がい者が安心して日常生活を送ることができ、介護者の負担が軽減できるよう、障がいの程度や種類に応じた適切な福祉サービスが求められています。

エ 地域福祉の充実

少子高齢化の進展による世帯の小規模化とそれに伴う家族機能の弱体化、高齢化による地域の担い手不足などから、地域の扶助機能が低下しています。

地域住民一人ひとりが地域福祉の担い手となり、関係機関や関係団体、ボランティアなどと協働し、地域の問題解決を図るための仕組づくりが求められています。

(2) その対策

ア 子育て環境の確保

利用しやすく、障がい児の受入れなど多様なニーズに対応できる保育所や放課後児童クラブ、病児保育等の環境整備を図るとともに、保育や教育等の量と質の確保に努めます。また、ひとり親家庭が増加している中、きめ細やかな福祉サービスに加え、自立に向けた就業支援を効果的に行います。

近年、問題となっている保護者の孤立化や児童虐待に対応するために、育児相談や親子の交流ができる地域子育て支援拠点や地域ぐるみで子育て支援できるようファミリー・サポート・センターなどの充実を図るとともに、県南児童家庭支援センターと連携して未然防止と早期対応に努めます。

このほか、特に推進するソフト事業として、子宝支援事業、さいきつ子医療費助成事業、佐伯市保育サービス推進事業（障がい児保育事業）を実施します。

【目標指標】

目標内容	基準値	目標値
	令和2年度（2020年度）	令和7年度（2025年度）
子育て支援サービスの認知度	55.1%	63.6%

イ 高齢者福祉の充実

高齢者がいつまでも健康で、役割や生きがいを持って社会参加できる環境づくりを推進するとともに、地域全体で支え合いながら、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、生きがいづくりや社会参画の促進、健康づく

りや介護予防、安心して暮らせる基盤づくり、認知症施策などの推進を図ります。

また、住まい、医療、介護、予防及び生活支援を一体的に提供し、高齢者の生活を地域社会で切れ目なく支援する地域包括ケアシステムを深化・推進します。

さらに、介護保険制度が効率的かつ機能的に運用できるように、介護保険制度を支える総合的な体制の構築に努めるとともに、高齢者福祉施設及び介護保険施設の整備や介護保険対象外の在宅福祉サービスの充実に努めます。

このほか、特に推進するソフト事業として、老人クラブ活動やさいきの茶の間の運営に対する助成を行います。

【目標指標】

目標内容	基準値 令和２年度（2020年度）	目標値 令和７年度（2025年度）
老人クラブ新規加入者数	156人／年	50人／年
さいきの茶の間実施団体数(累計)	59団体	75団体

ウ 障がい者福祉の充実

障がい者が住み慣れた家庭や地域で安心して生活できるように、訪問系・日中活動系・居住系などの障がい福祉サービスや相談支援体制の充実に努めるとともに、障がい者の就労支援、地域生活への移行支援、社会参加に向けた取組等を促進していくため、住民、民間団体、地域福祉団体等との連携を強化し、総合的な支援の充実に展開します。

【目標指標】

目標内容	基準値 令和２年度（2020年度）	目標値 令和７年度（2025年度）
就労継続支援（Ｂ型）の利用人数	274人／月	291人／月
共同生活援助（グループホーム）の利用人数	133人／月	156人／年

エ 地域福祉の充実

地域コミュニティの重要な担い手である社会福祉協議会に対する支援、地域福祉活動の担い手となるボランティア団体やＮＰＯの育成・支援を行うとともに、地域で支え合う共助の仕組みづくりを進めます。

また、様々な問題を抱える住民が、地域で安心して暮らせるように、相談窓口間のネットワークの強化を図り、関係団体と連携した身近な地域での相談体制づくりに取り組みます。

【目標指標】

目標内容	基準値 令和2年度（2020年度）	目標値 令和7年度（2025年度）
包括的に相談を受け止める窓口の 設置数	0 か所	1 か所

(3) 事業計画 (令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 児童福祉施設 保育所	保育所等整備交付金事業	佐伯市	
	その他	めだか児童クラブ整備事業	佐伯市	
		蒲江児童クラブ整備事業	佐伯市	
		つるおか子どもの家整備事業	佐伯市	
	(2) 認定こども園	認定こども園等施設整備交付金事業	佐伯市	
		うめこども園整備事業	佐伯市	
	(3) 高齢者福祉施設 老人ホーム	特別養護老人ホーム豊寿苑改修等事業	佐伯市	
	その他	在宅高齢者住宅改造助成事業	佐伯市	
		地域介護・福祉空間整備事業 (スプリングラー整備等)	佐伯市	
		高齢者世帯リフォーム支援事業	佐伯市	
		高齢者福祉車両購入事業	佐伯市	
	(5) 障害者福祉施設 その他	在宅重度障がい者住宅整備事業 (補助金)	佐伯市	
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉施設	さいきっ子医療費助成事業 【事業内容】 高校生等までの子どもにかかる医療費の助成を行うものです。 【事業の必要性】 医療費の助成は、過疎地域の人口減少に歯止めをかけ、定住促進を促す観点から必要不可欠なものです。 【見込まれる事業効果】 高校生等までの子どもにかかる医療費の助成を行い、早期に治療を促進することにより、子どもの健全育成の向上を図り、子育て環境の改善が期待できます。	佐伯市	
		佐伯市保育サービス推進事業(障がい児保育事業) 【事業内容】 私立保育園等が障がい児を受け入れ保育士を加配する園に対して、補助金を交付するものです。 【事業の必要性】 保育サービスの推進は、過疎地域の人口減少に歯止めをかけ、定住促進を促す観点から必要不可欠なものとなっています。 【見込まれる事業効果】 障がい児を受け入れる園を支援し、安定的な受け入れ拡充につなげることで、保護者の施設選択の幅を確保することにより、児童の健全育成の向上、子育て環境の改善が期待できます。	佐伯市	
	高齢者・障害者福祉	高齢者福祉助成事業 【事業内容】 高齢者の生きがい・健康づくり、介護予防、相互の支え合いや地域づくりの支援等を目的として、老人クラブ活動やさいきの茶の間の運営に対して助成を行うものです。 【事業の必要性】 地域において家に閉じこもりがちな高齢者が、身近な地域で生きがいづくりや介護予防等を行い、社会活動に積極的に参加していくためにも、老人クラブ活動やさいきの茶の間の運営に助成を行うことにより、その活動の推進を図る必要があります。 【見込まれる事業効果】 高齢者が身近な地域で生きがいづくりや介護予防等を行い、社会活動に積極的に参加することで、生きがいを持って、安心して暮らしていける地域社会の実現を図ることが期待できます。	佐伯市	

	その他	子宝支援事業 【事業内容】 不妊治療を行っている夫婦に助成金を交付するものです。 【事業の必要性】 不妊治療に対する助成は、過疎地域の人口減少に歯止めをかけ、少子化対策を促進する観点から必要不可欠なものです。 【見込まれる事業効果】 不妊治療費の一部助成により、経済的負担の軽減と少子化対策の促進を図ることが期待できます。	佐伯市	
		高齢者福祉施設等解体事業 【事業内容】 老朽化した佐伯市鶴見高齢者生活福祉センターの車庫（47.25㎡）を解体します。 【事業の必要性】 この施設は、築後28年以上が経過しており、災害時の倒壊などで周辺家屋への被害を及ぼす可能性もあるため、危険防除の面から除去を行う必要があります。 【見込まれる事業効果】 利用していない老朽施設を除却することで、管理施設総数の削減を行うとともに、跡地の利活用を図ることが期待できます。	佐伯市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画において、公共施設等の管理に関する基本方針のほか、実施方針として、次のとおりとしています。

本計画においても、公共施設等総合管理計画の基本方針及び実施方針に沿って計画を策定しており、公共施設等総合管理計画と整合します。

【施設類型 子育て支援施設 幼保・こども園】

保育士不足や入所児童数の少ない保育所があることから、統廃合を行うとともに、認定こども園化を行う。新規整備は原則行わないが、待機児童数や空き待ち児童数の状況により検討する。開園中の施設については、定期的な点検・診断を実施し、結果に基づき適正な維持管理を行う。廃園後の利用可能な施設は、用途変更、他課への移管、地区への貸付け及び譲渡等により有効活用を推進するとともに、利用不可能な施設は、除却を行うことで縮減を図る。民間活力の導入を推進し、効率化に努める。

【施設類型 子育て支援施設 幼児・児童施設】

児童館は、こども園等において行う拠点事業への移行を検討する。児童クラブは、小学校の統廃合に合わせて事業を実施する。施設の必要性、利用状況、老朽化等を総合的に勘案し、修繕、更新、廃止、貸付け及び譲渡等を検討する。

【施設類型 保健・福祉施設 高齢者福祉施設】

老人福祉施設を活用する事業については、施設の場所や利用状況等を把握し、施設の統廃合を含めた再配置計画や、事業運営のあり方について見直しを行う。老人憩の家は、地区譲渡を進めていく。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

医師を始めとした医療従事者の不足や偏在、診療科の偏在等により、本市での医療の完結が厳しい状況になっています。

このような状況の中、地域の医療サービスの確保のため、へき地保健医療対策として、国保診療所を設置しています。

国保診療所（へき地診療所）は、過疎化に伴う受診者数の減少による経営の悪化、行財政改革及び医師確保の困難性により、平成 23 年度から指定管理者制度による管理運営を推進しており、今後も引き続き経営の効率化を図る必要があります。

また、国の医療福祉の制度改正において、超高齢社会を見据えた、高齢者が地域で安心して暮らし続けるための地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実が求められており、特に、在宅医療・介護連携の推進として医療と介護の連携強化に取り組むことが求められています。

こうした状況を踏まえて、超高齢社会に対応した安全・安心な地域医療体制を維持するため、限られた医療資源や財政負担の中で、地域の特性に応じた効率的かつ総合的な医療提供体制を確立する必要があります。

(2) その対策

医療従事者の確保・養成のため、県や佐伯市医師会等の医療関係機関との連携による人材養成や佐伯地域保健委員会の機能強化を図ります。

国保診療所（へき地診療所）の指定管理者の医師確保が容易となるようなシステムを構築するよう県などに働きかけ、国保診療所の安定的な運営に努めます。

また、地域医療の確保のため、在宅当番医制、病院群輪番制や離島における救急搬送に加え、多様な診療方法や無医地区の患者輸送体制の確立及びコミュニティバス事業と連携した通院手段を確保します。

【目標指標】

目標内容	基準値	目標値
	令和 2 年度（2020 年度）	令和 7 年度（2025 年度）
へき地診療所の医師の確保（自治医大派遣医師）（累計）	1 人	基準値以上
休日（日曜日、祝日及び年末年始休み）の在宅当番医制度	通年実施	通年実施
休日及び夜間における二次救急医療体制	通年実施	通年実施

(3) 事業計画 (令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 医療の確保	(1) 診療施設 診療所	診療所設備整備事業	佐伯市	
	患者輸送車 (艇)	へき地患者輸送車(艇)整備事業	佐伯市	
	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	地域医療体制整備事業 【事業内容】 在宅当番医制事業、病院群輪番制事業、離島搬送船舶活用事業など 【事業の必要性】 過疎地域において、安心して暮らすためには地域医療の充実が欠かせないことから、その体制を整備する必要があります。 【見込まれる事業効果】 休日や年末年始に診療を行う在宅当番医の業務を医師会に委託するとともに、夜間や休日に診療を行う在宅当番医からの転送患者に対して必要な診療機能、専門病床、医師等を確保する第二次救急病院に対して、事業費の一部を補助することで、地域の医療体制を補強することが期待できます。	佐伯市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画において、公共施設等の管理に関する基本方針のほか、実施方針として、次のとおりとしています。

本計画においても、公共施設等総合管理計画の基本方針及び実施方針に沿って計画を策定しており、公共施設等総合管理計画と整合します。

【施設類型 医療系施設 医療系施設】

診療所については、引き続き指定管理による管理運営を拡大するとともに、地域包括ケアシステムの構築に資する診療所の医療と介護の連携による指定管理を推進する。各診療所の受診者数、立地条件などを考慮し、診療日数の縮減などの経営の効率化や統廃合を含む再編を検討する。医師住宅については、診療所の再編等と連動し、用途廃止等の検討を行う。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育の充実

幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼稚園においては、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長しています。

小・中学校においては、児童生徒の人間として調和のとれた育成を目指しています。創意工夫を生かした特色ある学校づくりを推進し、個性を生かす教育の充実に努めています。中でも、生きる力を育むことを目指し、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力などを育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養うことを重視しています。学力の向上は喫緊の課題であり、その課題解決に向けて、佐伯市全体で共通理解を図りながら、引き続き取組を推進する必要があります。

しかしながら、本市の児童生徒の学力については、基礎・基本の定着や活用する力、読解力、表現力に課題があり、その向上は、喫緊の課題です。また、体力についても、運動する子としない子の二極化が進み、全ての児童生徒が運動に親しむとともに、体力の向上を図ることも課題としてとらえています。

本市の幼稚園数、小学校数及び中学校数とそれらの園児数、児童数及び生徒数の動向について、平成 16 年度と令和 2 年度の学校基本調査の結果を比較してみると、幼稚園は(H16)31 園・1,014 人が(R2)15 園（内休 4 園）・203 人となり、16 園・811 人の減少、小学校は(H16)40 校（内休 3 校）・4,449 人が(R2)22 校（内休 3 校）・3,059 人となり、18 校・1,390 人の減少、中学校は(H16)15 校（内休 1 校）・2,416 人が(R2)15 校（内休 3 校）・1,630 人となり、786 人の減少となっています。このように、園児数、児童数及び生徒数の減少が続いてきたことに伴い、学校の統廃合が行われてきました。

幼稚園については、サポーターの配置により、2 人以上の体制が確保できるようになりましたが、ほとんどが小規模園であり、少人数による教育効果及び指導体制に課題があります。また、小学校においては、令和 2 年度において 2 複式の学校が 3 校あります。複式学級での教育内容の充実とともに、適正規模化による教育活動の保障が求められています。

学校施設については、平成 27 年度末に耐震化が完了したことから、今後は快適な学校環境整備を目指し、老朽化した施設の整備を進めていく必要があります。また、学校の統廃合に伴い、廃校施設の計画的な解体等に取り組むことが急務となっています。

通学支援については、公共交通機関の少ない地域において、遠距離通学する児童、生徒等が多数いることから、スクールバスを運行しています。

また、給食施設の一部の施設については老朽化が進んでおり、その対策が必要です。

イ 社会教育の推進

人口減少、少子高齢化が進行する中、地域の公民館活動は住民の教養の向上、健康の増進、豊かな情操を図る最も重要な活動です。さらに、近年の情報化社会により、市民の学習ニーズも多種多様化しているため、新しい生涯学習講座の開設も検討し、学習機会の提供に努めていく必要があります。あわせて、自らが学ぶ意欲を持ち、自分たちの成果を地域に還元する「知の循環型社会」への転換も求められています。

また、あらゆる世代が安心して公民館を活用できるよう、公共施設等総合管理計画に基づき、耐震化やバリアフリー化等の整備を進める必要があります。

また、次代を担う青少年が今後の変化の激しい社会において、将来の夢や希望を抱き、主体的に生活する力をつけるために、地域の大人が積極的に青少年教育へ参画することが求められています。

加えて、子どもの読書離れ、活字離れが進む中、子どもと本をつなぐ架け橋となる人材育成や、本に親しむ機会の拡充が必要です。

ウ 社会体育の振興

生活水準の向上や自由時間の増大に伴い、スポーツに対する関心が高まっています。スポーツはあらゆる世代に受け入れられており、地域の親睦・交流の機会としても重要な役割を担っています。

本市の社会体育を振興していくためには、今後も、機会があればスポーツや運動を始めたい、取り組みたいと思っている方々のニーズに対応した教室やイベントを開催するなど、市民一人一人のライフスタイルやライフステージに応じた多様なスポーツ種目の振興を図り、誰もが気軽に少人数でもスポーツに参加できるような環境づくりをする必要があります。

施設面においては、各種スポーツに対応できる施設が充実していますが、今後は老朽化が著しい施設等の計画的な整備が課題となっています。

(2) その対策

ア 学校教育の充実

「子どもたちのよりよい成長」を目指すことが学校のミッション（使命）です。そのためには、地域や学校及び児童生徒の実態に応じて掲げた各学校の教育目標を実現させることが重要であり、さらに短期のPDCAサイクルによる不断の改善が必要です。

各学校が、学校運営の進行管理を適切に行うとともに、市教育委員会も計画的に指導・助言を行っていきます。学力保障・学力向上については、市教育委員会が策定した「佐伯市学力向上プラン」に基づいた取組を推進します。特に令和2年度末に小・中学校に配備した1人1台のタブレット端末については、これを効

果的に活用しながら、児童生徒の情報活用能力の育成や、一人一人に応じた個別最適化された学習につなげていきます。

また、学校と家庭・地域が一体となって学校の教育目標の達成に向けて協働して取り組む、「地域とともにある学校（園）づくり」を推進します。加えて、医療や福祉関係機関等と連携し、障がいのある幼児・児童・生徒の社会参加・自立に向けた教育支援体制の充実に努めます。さらに、過疎化・少子化の状況を見極めながら、学校（園）規模の適正化や学校の適正配置を推進するとともに、学校施設等の整備を図ります。

あわせて老朽化した給食施設についても施設の統廃合を視野に入れた適切な施設設備の更新に取り組みます。

通学支援については、スクールバスの運行の在り方を再検証し、必要に応じた計画的なスクールバスの入替えを行うことで学びを保証し、安全な通学を確保します。

このほか、特に推進するソフト事業として、スクールバス運行事業等を実施します。

【目標指標】

目標内容	基準値	目標値
	令和元年度（2019年度）	令和7年度（2025年度）
全国学力・学習状況調査（小6・中3）における全国の平均正答率との比較（実施教科の平均）	小 -1.7 中 -0.5	小 +4.0 中 +4.5
全国体力・運動能力、運動習慣等調査における全国平均以上の項目の割合	小 63.5% 中 47.9%	小 61.0% 中 63.0%

※ 「全国学力・学習状況調査の正答率における全国値との比較（小6・中3）」及び「全国体力・運動能力・運動習慣等調査における全国・県平均以上の項目の割合」の基準値は、令和元年度の数値（令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大により各調査が実施されなかったため）

イ 社会教育の推進

市民にとって最も身近な社会教育施設である公民館については、あらゆる世代が安心して活用できるよう「公共施設等総合管理計画」に基づき、施設の耐震化等、計画的な整備を進めます。

公民館分館や集会所については、地区等への譲渡の協議を行います。

ソフト面では、多種多様化する市民の学習ニーズの把握を行いながら、学習機会の提供に努めます。また、恵まれた自然環境や豊富な人材を活用した青少年の体験・交流活動の充実や「協育」ネットワークを中心に学校・家庭・地域が連携・協働した地域学校協働活動、家庭教育などの推進、市立図書館や読み聞かせ団体

等と連携した読書活動の推進、人権教育の推進などの社会教育事業を展開します。

さらに、公民館を拠点とした各種講座や教室、体験活動を行うほか、公民館を地域コミュニティの活動拠点としても積極的に活用していきます。

【目標指標】

目標内容	基準値 令和２年度（2020年度）	目標値 令和７年度（2025年度）
公民館の耐震化率（改修）	60%	84%
家庭教育講座の実施回数	25回／年	31回／年
子ども司書の認定者数（総数）	50人	88人

ウ 社会体育の振興

全ての住民が生涯にわたって健康で充実した生活が送れるように、幼児から高齢者まで生涯の各期それぞれの年齢・体力・個性などに応じた健康スポーツ活動を推進します。

また、地域活性化と住民の期待に応えるため、競技スポーツの一層の振興を図り、競技力の全国レベルへの向上を目指します。

このほか、特に推進するソフト事業として、子どもの体力や運動能力の向上やスポーツ少年団への加入促進のため、「佐伯っ子体力アップ事業」を行います。

【目標指標】

目標内容	基準値 令和２年度（2020年度）	目標値 令和７年度（2025年度）
市民１人当たりの体育施設年間利用回数	7.2回	8.2回
スポーツ少年団やスポーツクラブの加入率	55.4%	57.0%

(3) 事業計画 (令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 校舎	学校施設長寿命化整備事業 佐伯小校舎、上堅田小体育館、蒲江翔南中体育館、下堅田小校舎	佐伯市	
		学校施設大規模改造事業 上堅田小校舎	佐伯市	
		学校施設改築事業 佐伯東小校舎、佐伯城南中校舎	佐伯市	
	スクールバス・ボート	スクールバス購入事業 中型バス・マイクロバス等	佐伯市	
	給食施設	学校給食調理場厨房機器改善事業	佐伯市	
		学校給食配送車購入事業	佐伯市	
		学校給食調理場長寿命化事業	佐伯市	
	(2) 幼稚園	幼稚園施設整備事業 鶴岡幼稚園屋根改修工事	佐伯市	
		幼稚園施設長寿命化整備事業 佐伯東幼稚園園舎、八幡幼稚園園舎	佐伯市	
		幼稚園施設大規模改造事業 よのうづ幼稚園	佐伯市	
	(3) 集会施設、体育施設等 公民館	青山地区公民館建設事業新築1棟	佐伯市	
		公民館施設等改修整備事業（耐震化）	佐伯市	
		上堅田地区公民館建設事業新築1棟	佐伯市	
	集会施設	元猿集会所施設改良事業	佐伯市	
	体育施設	佐伯市総合運動公園陸上競技場改修事業 (全天候型タータントラック改修)	佐伯市	
		佐伯市民総合プール大規模改修事業 (プール棟改修工事、屋外プールサイド改修工事)	佐伯市	
		佐伯球場大規模改修事業 (ダッグアウト雨漏り改修・内外野グラウンド段差改修・人工芝張替改修・ネットフェンス設置)	佐伯市	
		佐伯市総合運動公園テニスコート改修事業 (人工芝張替修繕)	佐伯市	
		佐伯市総合運動公園駐車場改修事業	佐伯市	
		佐伯市総合体育館改修事業 (アリーナLED化更新工事・雨漏り補修事業)	佐伯市	
		番匠体育館改修事業 (外部改修工事・アリーナLED化更新工事)	佐伯市	
		野岡体育館改修事業 (アリーナLED化更新工事)	佐伯市	
		野岡体育館耐震化事業 (設計業務、改修工事)	佐伯市	
		濃霞グラウンド改修事業	佐伯市	
		米水津温水プール維持改修事業	佐伯市	
		弥生B&G海洋センタープール改修事業	佐伯市	
	図書館	図書館改修事業	佐伯市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	(4)過疎地 域持続的発 展特別事業 義務教育	スクールバス運行事業 【事業内容】 学校統廃合等に伴い遠距離通学をする児童等の通学負担の軽減を図り、 もって教育の振興に資することを目的とし、スクールバスの運行事業を委託 するものです。 【事業の必要性】 住んでいる地域による格差を解消する教育環境を整備する必要があります。 【見込まれる事業効果】 児童、保護者等の通学負担が軽減されることにより、家庭及び学校での学 習環境が整い、学力の向上が期待できます。	佐伯市	
	生涯学習・ スポーツ	社会教育事業 【事業内容】 市民が自主的・自発的に学ぶサークルの育成や、学びの成果を発表する機 会の提供、地域と学校が連携した体験や交流活動、補充学習の機会を提供す るものです。 【事業の必要性】 過疎地域の住民にとって、社会教育事業や生涯学習は、生きがいつくりや コミュニティづくりの拠点として欠かせない存在となっているため。 【見込まれる事業効果】 住民の余暇活動に彩が生まれるとともに、自己研鑽の場や生きがいつくり の機会を提供することで、豊かな生活と住民活力の向上を図ることができま す。また、住民が集う地域コミュニティの場としての役割も担います。	佐伯市	
		佐伯っ子体力アップ事業 【事業内容】 小学生時期の基礎体力の向上には、スポーツは重要と位置付け、次代を担 う子どもたちがスポーツ・運動に取り組む機会をより多く作れるよう活動を 支援します。 【事業の必要性】 よく運動する子どもとそうでない子どもの二極化が見られます。幼児期及 び学童期に遊びや多様な動きの経験を通して運動の楽しさを味わわせ、運動 の習慣化・日常化を図っていくことが必要です。 【見込まれる事業効果】 スポーツ少年団に所属する団員数の増加や、よく運動する子どもとそうで ない子どもの二極化が解消され、体力・運動能力の向上が期待できます。	佐伯市	
	その他	廃校施設等解体事業 木浦小学校解体（敷地面積692㎡）・木浦中学校解体（敷地面積367㎡）、 本匠東小解体（敷地面積1,242㎡）、尾浦小解体（敷地面積739㎡） 【事業内容】 老朽化した各小中学校施設を解体します。 【事業の必要性】 4施設とも築40年から60年以上経過しており、耐震性が無く、災害時の倒 壊などで周辺家屋に被害を及ぼすおそれがあるため、危険防除の面からも除 去を行う必要があります。 【見込まれる事業効果】 利用していない老朽施設を除却することで、管理施設総数の削減を行うと ともに、地域での跡地の利活用が期待できます。	佐伯市	
		用途廃止施設解体事業 【事業内容】 老朽化により用途廃止した施設を解体します。 蒲江青少年海の家（H1 W2階建て 延べ床面積350.2㎡） 旧弥生地区公民館（S48 R C2階建て 延べ床面積1,038.85㎡） 旧八幡地区公民館（S47 R C1階建て 延べ床面積286.5㎡） 【事業の必要性】 老朽化が著しく利活用できる見込みがないため、除却を行う必要があり ます。 【見込まれる事業効果】 用途廃止施設の除却により、跡地の利活用が期待できます。 蒲江青少年海の家（底地は地区所有地であるため返却） 旧弥生地区公民館（振興局駐車場等）、旧八幡地区公民館（売却等）	佐伯市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画において、公共施設等の管理に関する基本方針のほか、実施方針として、次のとおりとしています。

本計画においても、公共施設等総合管理計画の基本方針及び実施方針に沿って計画を策定しており、公共施設等総合管理計画と整合します。

【施設類型 学校教育系施設 小学校】

開校中施設については、定期的な点検・診断を実施し、適正な維持管理を行うとともに、計画的に大規模改修や長寿命化を図る。廃校施設については、老朽化が進んでいる施設や利用不可能な施設は計画的に除却する。地区や民間による利用可能な施設については、転用、貸付け、譲渡及び売却等を行い、有効活用を推進する。

【施設類型 学校教育系施設 中学校】

開校中施設については、定期的な点検・診断を実施し、適正な維持管理を行うとともに、計画的に大規模改修や長寿命化を図る。

【施設類型 学校教育施設 その他教育施設】

施設の老朽化及び給食数（児童・生徒数）を勘案し、集約化を図ることで施設総量を縮減する。廃止した施設のうち、利用可能な施設については、転用、貸付、譲渡及び売却等による有効活用を検討する。

【施設類型 社会教育系施設 公民館】

老朽化した地区公民館については、建替・修繕等を計画的に進める。公民館分館については、地区譲渡を進める。

【施設類型 スポーツ・レクリエーション施設 スポーツ施設】

代替機能を有する施設がある場合は、利用状況等を考慮し、機能移転を検討する。テニスや弓道など特定の競技専用施設については、総合運動公園を拠点とするほか、学校施設の一般開放で当該地域の利用に対応できるものについては、施設の老朽化等の状況を考慮して集約化を図る。総合運動公園は本市におけるスポーツ交流の拠点施設として、長寿命化計画に基づき修繕・更新を計画的に進めるほか、大会誘致を始めスポーツ立市を進めるための機能拡充を図る。地域の体育祭などのコミュニティの醸成を図るイベントで活用されているグラウンドや体育館については、地域の実情や利用状況等を勘案しながら、今後のあり方を検討する。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

人口減少や高齢化により小規模集落が増加し、さらに、ライフスタイルや価値観の多様化により、区長や民生委員のなり手がいない、老人クラブや子ども会など各種団体の解散、集落の伝統行事を継承していくことができないなど地域課題が顕在化してきており、これまでの地域コミュニティの存続は難しいものとなっています。

あわせて、それらに伴い行政に対するニーズが更に高まることが予測されますが、その一方で、本市の人的・財政的な資源は減少していくことが想定されています。

これらのことから、住み慣れた地域で、安心して暮らし続けたいという住民の願いをかなえるため、新たな地域コミュニティの構築が求められています。

(2) その対策

新たな地域コミュニティの構築は、おおむね小学校区などの区域を単位として、地域住民と行政が協働で進めていくことが重要です。

主な取組としては、新たな地域コミュニティ組織づくりと当該組織の活動拠点づくりを推進することで、持続可能な地域コミュニティの確立を図ります。あわせて、この取組の推進には地域の実情を把握している地域支援員の活動が不可欠であることから、その育成に取り組みます。

また、それぞれの地域の特性を生かした取組を行うことが重要です。このため、特に推進するソフト事業として、地域創生、人口減少及び高齢化の著しい地域の活性化、地域住民の安全・安心、伝統芸能・伝統文化の保存と継承、各種イベント等を支援する佐伯創生推進総合対策事業を推進します。

【目標指標】

目標内容	基準値	目標値
	令和2年度（2020年度）	令和7年度（2025年度）
新たな地域コミュニティ組織設置 地域数（累計）	0地域	16地域
地域の特性を生かしたまちづくり の支援件数	63件／年	90件／年

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	佐伯創生推進総合対策事業 【事業内容】 市の地域創生、人口減少及び高齢化の著しい地域の活性化、地域住民の安全・安心、伝統文化の保存と継承、各種イベント等の支援に資するため、佐伯市総合計画に基づいた事業を行うものです。 【事業の必要性】 地域の課題解決及び活性化など公共的な方向を目指してもらうため、地域ごとに各種団体や地区の活動及び地域の特性を活かした事業を支援する必要があります。 【見込まれる事業効果】 本事業を進めることにより、地域ごとに各種団体や地区が事業等を構築、実行し、地域の課題解決及び活性化に期待ができます。	佐伯市	
		地域コミュニティ推進事業 【事業内容】 おおむね小学校区単位で新たな地域コミュニティ組織を計画的に設置しようとするものです。 【事業の必要性】 持続可能な地域コミュニティの確立には、その中心的な役割を担う組織の活動が重要であり、全地域に当該組織を設置することが求められています。 【見込まれる事業効果】 本事業を進めることにより、住民による地域活動の仕組づくりと活動拠点が整備され、住民と行政との協働によるまちづくりを確立することができます。	佐伯市	
		地域コミュニティ支援事業 【事業内容】 過疎化・高齢化対策として地域に地域支援員を配置し、地域の巡回、生活支援、地域活動支援等を行うことで、地域課題の把握・解決を図ろうとするものです。 【事業の必要性】 過疎化・高齢化に伴う地域課題は、地域によって様々であり、地域住民の抱える困りごとや不安も多様化しています。そのような地域住民に直接寄り添い、地域と行政をつなぐ地域支援員の役割はますます重要となっています。 【見込まれる事業効果】 地域支援員が活動することで、地域の実情と課題を把握することができ、必要な施策につなげることができます。特に、新たな地域コミュニティ組織づくりを進める上では、重要な役割を担うことになります。	佐伯市	
		自治振興事業 【事業内容】 ・自治会の活動助成として自治活動交付金交付要綱に基づき行う事業 ・自治委員会連合会及び各地区自治委員会への運営に対して補助金の交付を行う事業 【事業の必要性】 少子高齢化や人口減少が進行するなか、過疎地域の自立促進を図る上で、自治会単位での健全な活動の発展・活発化を促進させる必要があります。 【見込まれる事業効果】 各自治会及び各地区等のコミュニティの形成と発展に寄与し、円滑な地域活動の推進が期待できます。	佐伯市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画において、該当する公共施設等はありませんが、公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、施設の新規整備は総量規制の範囲内で行うことで、施設総量の適正化を推進します。

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

令和2年度、市の新たな文化芸術の拠点となるさいき城山桜ホールの開館と、文化芸術振興計画の策定がされ、あらゆる人々が文化芸術を楽しみ、芸術の力によって、産業、観光、子育て等の他分野と積極的に連携を図りながら、持続可能なまちの創生と共生社会を実現することが求められています。

また、広く市民文化の創造と文化財・伝統文化の保存・継承及び活用を進めていく必要があります。地域で受け継がれてきた多くの文化財・伝統文化は、古くから人々の暮らしに根付き、地域を守り、心をつないできたものです。地域のアイデンティティーともいえる文化財・伝統文化を活用しながら次の世代へ保存・継承していくことが求められています。

(2) その対策

さいき城山桜ホールを核とした文化芸術の振興として、市民が多様な文化芸術に出会い、親しむ環境を整え、豊かな心を育てるとともに、文化芸術活動に主体的に取り組むための企画や、ネットワークづくりを進めます。また、桜ホールとその周辺地域との連携を密にし、文化芸術を通した中心市街地のにぎわいの創出によるまちの活性化を図ります。

地域で受け継がれてきた文化財・伝統文化を守り、今に生かすため、現状を把握し、市民の理解を深め、学校教育と連携した後継者育成に取り組むとともに、歴史文化施設の活用を進めます。

【目標指標】

目標内容	基準値	目標値
	令和2年度（2020年度）	令和7年度（2025年度）
さいき城山桜ホール入館者数	104,744 人／年	250,000 人／年

※ 基準値は、令和2年度実績（開館後5か月間）としています。

(3) 事業計画 (令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 地域文化 の振興等	(1) 地域文化 振興施設等	文化芸術施設管理事業	佐伯市	
	地域文化振興 施設	佐伯文化会館解体事業	佐伯市	
	その他	佐伯文化会館用地購入及び公園整備事業	佐伯市	
	(2) 過疎地域 持続的発展特 別事業	文化財保存事業 【事業内容】 佐伯市の歴史文化を生かして、市民の教育、学術及び文化の発展に寄与するために、地域の文化財を調査・保護し、歴史資料館等で展示公開します。また、歴史文化の調査研究成果を刊行物や講座等で地域住民に公表します。 【事業の必要性】 地域社会の持続には、固有の歴史文化を生かした魅力ある地域づくりが必要です。そのためには、行政と地域住民が郷土の歴史、文化財、伝統文化を守り、伝える取組が不可欠です。 【見込まれる事業効果】 地域の歴史文化を学び、特色ある文化財や伝統文化に触れることで、住民が郷土愛を持って地域を維持・活性化し、次世代に継承する機運を醸成することが期待できます。	佐伯市	
	地域文化振興	文化芸術振興事業 【事業内容】 文化芸術に触れる機会の提供や活動への支援、小中学校へのアート教室の開催、文化芸術の交流ネットワークによる情報提供や企画運営をします。 【事業の必要性】 市民が多様な文化芸術に出会い、豊かな心を育てる取組や、文化芸術をツールとしたまちの活性化を図る必要があります。 【見込まれる事業効果】 市民の文化創造の場をつくることにより、文化芸術によるまちづくりの活性化を図ることが期待できます。	佐伯市	
		全国発信「子どもの舞台芸術フェスティバル」INさいき事業 【事業内容】 子どもの舞台芸術フェスティバルを、市民の創造の場づくりとします（地域の実行委員会に委託）。 【事業の必要性】 子どもの舞台芸術を応援する仕組づくりを全国へ伝えながら、佐伯市の文化芸術の拠点となる「さいき城山桜ホール」に市外・県外から人を呼び込み、文化芸術をツールとした観光・経済の活性化を図る必要があります。 【見込まれる事業効果】 市民が子どもの文化芸術を育てる地域づくりと、にぎわいの創出によって、観光や経済の活性化を図ることが期待できます。	佐伯市	
		さいき城山桜ホール企画運営事業 【事業内容】 さいき城山桜ホールとその周辺を中心に各種自主事業を企画運営する運営委員会への補助や自主事業の企画運営支援を専門家へ委託する事業です。 【事業の必要性】 中心市街地のにぎわいと文化芸術の拠点となる「さいき城山桜ホール」で行う自主事業の充実を図る必要があります。 【見込まれる事業効果】 にぎわいの創出と市民活動の活性化を図ることが期待できます。	佐伯市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画において、公共施設等の管理に関する基本方針のほか、実施方針として、次のとおりとしています。

本計画においても、公共施設等総合管理計画の基本方針及び実施方針に沿って計画を策定しており、公共施設等総合管理計画と整合します。

【施設類型 市民文化系施設 文化施設】

老朽化した施設は、除却を検討する。施設の利用状況等を勘案し、用途変更を検討する。今後の活用が見込まれない施設については、廃止を検討する。

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

地球温暖化によって、これまでにない気象現象の増加、地上気温・海面の上昇や自然生態系、農林水産業、健康への影響が、今後一層深刻化してくることが懸念されています。

こうした中、本市では、平成 26 年 7 月に「佐伯市バイオマス産業都市構想」を策定したほか、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条に基づき、平成 29 年 3 月には「第 3 期佐伯市地球温暖化対策実行計画」を策定しました。

この計画においては、令和 3 年度までに市の事務・事業から排出される温室効果ガスの総排出量を 11%（平成 27 年度比）削減することを全体目標とし、目標達成に向け各施策に取り組んでいます。

次世代へ向けての地球温暖化防止対策として、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出抑制による地球温暖化の進行を緩和する取組や、温室効果ガスを排出しない再生可能エネルギーの導入など、「脱炭素」を推進する必要があります。

(2) その対策

市有施設について、バイオマスボイラー設備や太陽光発電設備を設置するなど、再生可能エネルギーの導入に努めます。

【目標指標】

目標内容	基準値	目標値
	令和 2 年度（2020 年度）	令和 7 年度（2025 年度）
バイオマスボイラー設備の設置数 （累計）	0 か所	1 か所

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12 再生可能 エネルギーの 利用の推進	(1)再生可 能エネル ギー利用施 設	鉾泉センター直川バイオマスボイラー設備設置事業	佐伯市	
	(2)過疎地 域持続的発 展特別事業 再生可能エ ネルギー利 用	地域バイオマス利活用事業 【事業内容】 バイオマス産業都市構想の実現に向けて、「佐伯市バイオマス利活用推進協議会」を中心に、地域のバイオマス利活用の推進に取り組みます。 【事業の必要性】 既存のバイオマス利活用施設は「堆肥化施設」が中心ですが、バイオマスの利用を「マテリアル利用」から「エネルギー利用化」へと発展させていく必要があります。バイオマスのより一層の利用を促進し、さらに産業化を図るために、市民・団体や企業・行政が共同してバイオマスを生かす仕組みを構築しなければなりません。 【見込まれる事業効果】 バイオマスの利用による「エネルギーの産業化」「エネルギーの地産地消費の推進」を目指し、新しい地域産業を創出し、併せて雇用機会を生み出すことが期待できます。	佐伯市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画において、公共施設等の管理に関する基本方針のほか、実施方針として、次のとおりとしています。

本計画においても、公共施設等総合管理計画の基本方針及び実施方針に沿って計画を策定しており、公共施設等総合管理計画と整合します。

【施設類型 スポーツ・レクリエーション系施設 レクリエーション施設・観光施設】

適正な維持管理を行い、長寿命化を推進する。

利用度及び必要性の低い施設は、地域の実情も勘案しながら状況に応じて廃止等を検討し、全体的な施設数を縮減する。

中核的役割を果たす施設については、適正な維持管理を行い、施設の役割、利用状況、老朽化等を総合的に勘案し、更新等を検討する。

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項（自然環境の保全及び再生）

（１）現況と問題点

本市においては、地域特有の地形・地質や多様な生態系が成立しており、クマタカ等の生態系上位種、「レッドデータブックおおいた」等に記載された希少種、オオイタサンショウウオ等の本市を代表する典型種、洞穴性のコウモリや温暖な海域が不可欠な蒲江のサンゴ類など、良好な動植物の生育・生息環境となっています。

しかし、世界的には、地球温暖化をはじめ環境破壊が進む中、生物多様性は失われつつあり、爆発的な人口増加と相まって、人類の生存も危ぶまれる状況となっています。

また、本市の多様な生態系は、道路・河川・海岸等の開発、森林の伐採、外来種との競争などの影響を受けており、公共事業における生態系への配慮のほか、生物の生息・生育地の保護と管理、外来生物の防除、環境教育などを推進する必要があります。

そうした中、SDGs やユネスコエコパークが注目されるようになっていきます。ユネスコエコパークは、国連機関のユネスコが 1976 年に開始した事業で、生態系の保全と持続可能な利活用の調和による自然と人間社会との共生を目的としています。

本市の宇目地域は、2017 年に登録された「祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク」に含まれており、自然と人との共生モデル地域として持続可能な利活用ができるよう、継続的にユネスコエコパークの理念を市内外へ向けて普及啓発していく必要があります。

（２）その対策

野生生物の行動域や繁殖地、渡り鳥の飛来地、自然植生の分布地等については、本市全域の自然環境調査の結果を踏まえ、学識経験者と連携して保全に努めます。

また、外来生物による本市の在来の生物や生態系への影響の防止を図るため、外来生物やペットによる地域固有の生物への影響等について、パンフレットや市の公式ホームページ等を通じた啓発を推進します。

さらに、外来生物の不法な放置等の監視に際して、外来生物の放棄のみを目的とした監視は非効率であることから、廃棄物の不法投棄の監視等を兼ねた監視体制を検討します。このほか、「外来生物法」に基づき、生態系や農林水産業等に被害を及ぼす外来生物等に関する調査や駆除対策について、関係機関と連携しながら推進します。

「祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク」の取組については、地球温暖化、海洋汚染、失われつつある生物多様性など環境破壊の現状や、ユネスコエコパークの理念を子どもや大人、市内外を問わず幅広く周知することが重要です。

ユネスコエコパークの安定的かつ持続的な利活用を目指し、2 県 6 市町（大分県、宮崎県、佐伯市、豊後大野市、竹田市、延岡市、日之影町、高千穂町）を中心に関

係機関で構成する「祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク推進協議会」及び地元の関係者で構成する「佐伯地域ユネスコエコパーク推進協議会」において、継続してその取組を推進します。

【目標指標】

目標内容	基準値	目標値
	令和2年度（2020年度）	令和7年度（2025年度）
ユネスコエコパークの説明を行うイベントの参加者数（累計）	199 人	1,500 人

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
13 その他 地域の持続 的発展に関 し必要な事 項	(1) 過疎地 域持続的発 展特別事業	祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク推進協議会に対する負担金 【事業内容】 自然と人間社会との共生を目的とするユネスコエコパークを推進するた め、祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク推進協議会に負担金を支出するもの です。 【事業の必要性】 持続的な利活用のため、地元住民や来訪者のユネスコエコパークについて の理解を深め、人の営みを行いながら自然への負荷を減らす必要があります。 【見込まれる事業効果】	佐伯市	
		佐伯地域ユネスコエコパーク推進協議会に対する補助金 【事業内容】 自然と人間社会との共生を目的とするユネスコエコパークを推進するた め、佐伯地域ユネスコエコパーク推進協議会に補助をするものです。 【事業の必要性】 持続的な利活用のため、地元住民や来訪者のユネスコエコパークについて の理解を深め、人の営みを行いながら自然への負荷を減らす必要があります。 【見込まれる事業効果】 自然を守りつつ、地域の活性化を図ることが期待できます。	佐伯市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画において、該当する公共施設等はありませんが、公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、施設の新規整備は総量規制の範囲内で行うことで、施設総量の適正化を推進します。

事業計画（令和３年度～７年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
２ 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(４) 過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	移住者居住支援事業 【事業内容】 市外の居住者が、市内に定住を目的に住宅を取得する際に補助金を交付するものです。 【事業の必要性】 過疎化の進行が著しい本市において、人口減少の抑制を図る必要があります。 【見込まれる事業効果】 移住の希望者を受け入れ、定住へと導くことができ、人口の社会的減少の食い止め、あるいは緩やかにすることが期待できます。	佐伯市	各事業については、事業効果が一過性でなく将来に及ぶものです。
		移住サポート魅力発見事業 【事業内容】 本市への移住促進を図るため、移住相談員の設置、移住相談会等の実施あるいは参加、移住希望者への移住体験や滞在費用の補助、移住者交流会などの事業を実施します。また、ガイドブックなども作成します。 【事業の必要性】 過疎化の進行が著しい本市において、人口の社会減少を緩やかにすることは喫緊の課題であることから、市外からの移住を促進します。 【見込まれる事業効果】 移住希望者や移住者に対し、きめ細かな情報提供や施策を行うことにより、移住者の増加につながり、社会減少の抑制も期待できます。	佐伯市	
		空き家対策事業（空き家バンク事業・老朽危険空き家除却促進事業） 【事業内容】 過疎化等により増える空き家を、所有者等の申出により空き家バンクに登録し、移住希望者を中心に利活用を促進します。また、利活用が難しく危険性の高い空き家については、所有者等の申出により、除却費用の一部を補助します。 【事業の必要性】 過疎化により、年々空き家が増加しており、また、一部は老朽化し、周辺住民の生活に影響を与えていることから、これを利活用し、又は除却する必要があります。 【見込まれる事業効果】 年々増加する空き家の抑制を図ることができ、また、移住希望者の受け皿にもなり、人口減少の歯止めも期待できます。	佐伯市	
	地域間交流	地域おこし協力隊設置事業 【事業内容】 都市部の人材を隊員として雇用し、各地域へ配置し、地域で生活しながら地域協力活動を行うものです。 【事業の必要性】 人口減少、過疎化による地域の活力低下による地域の維持が困難な状況にあるため、地域の維持・強化を図る必要があります。 【見込まれる事業効果】 隊員が、それぞれの地域で活性化につながる活動や農林漁業の支援等を地域住民とともに行うことで、過疎化により衰退した地域の活力を高め、活性化が図られ、さらに隊員の定住も期待できます。	佐伯市	
		観光推進事業 【事業内容】 市外から訪れる来訪者に農山漁村において自然・漁業・農業等の体験をしていただき、地域の人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動です。 【事業の必要性】 食観光での入込客数は近年伸び悩んでおり、コロナ禍における観光ニーズの多様化や密を避ける取り組みなど、あらゆる質の向上が必要とされているため、安全・安心な受入態勢を確立したツーリズムの造成が必要です。 【見込まれる事業効果】 体験型の観光素材がしっかりと加わることで、滞在時間が延長され、市民との交流機会の増加が期待されるとともに、自然環境の保全や地域文化の保存などへ積極的に関わる関係人口、交流人口の増大が期待されます。	佐伯市	
		佐伯市大会等誘致事業 【事業内容】 各種スポーツ大会の開催や大学等を含む各種チームの合宿、文化芸術系団体の発表会など、市内に宿泊する大会等を誘致するものです。 【事業の必要性】 地域間において、観光における宿泊客の獲得競争が激化する中で、九州屈指の規模を誇る体育施設の利活用など、本市の強みを活かした新たな誘客の仕組みを構築する必要があります。 【見込まれる事業効果】 大会や合宿、発表会、研究会等は定期的に繰り返し行われ、加えて一定規模の人数により行われるため、交流人口の増加が期待されます。	佐伯市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		サイクルツーリズム推進事業 【事業内容】 本市の最大の強みである美しい景観を活かし、サイクリングによりゆっくりと周遊、滞在できる仕組を企画・推進することで、あらゆるサイクリストの誘客を行うものです。 【事業の必要性】 来訪する観光客が減少するコロナ禍において、密を避けるアクティビティとして注目されているサイクリングは、本市の特性を活かした有効な誘客ツールとして推進する必要があります。 【見込まれる事業効果】 サイクリング等のアクティビティは、3密を避けるアウトドアコンテンツとして注目されており、withコロナ時代における有効な誘客手段として交流人口の増加が期待されます。	佐伯市	
	人材育成	佐伯市民大学支援事業 【事業内容】 市民が幅広い分野で学び、佐伯人（さいきびと）としてクオリティの高い市民生活の実現を目的とした佐伯市民大学「令和四教室」の運営を支援します。 【事業の必要性】 「まちづくりは、人づくり」といわれるように、過疎地域が持続的に発展するためには、人材の育成が必要です。 【見込まれる事業効果】 佐伯市民大学「令和四教室」において、第2次佐伯市総合計画の基本構想に掲げられた「さいき7つの創生」に関するテーマの講演会やゼミ、フィールドワークなどを行うことにより、地域の持続的発展に貢献できる人材の育成が期待できます。	佐伯市	
3 産業の振 興	(10) 過疎地 域持続的発 展特別事業 第1次産業	農業振興単独事業（農業後継者養成奨学金、みかん園新品種更新事業補助金、特産物栽培奨励補助金事業、ファーマーズスクール事業新規就農支援事業、農業後継者就農給付金事業、麦・大豆及びそば作付振興補助金、さいき農林公社支援事業、集落営農法人支援事業等） 【事業内容】 生産の効率化と生産性の向上を目指し、生産者や生産団体に対し各種補助金交付等の支援を行います。 【事業の必要性】 過疎地域において農用地の有効活用や担い手を育成することが急務であり、地域の特性を生かした柔軟かつ効果的な農業振興対策を講じる必要があります。 【見込まれる事業効果】 各種の補助により、生産意欲や農業所得の向上を図ることができます。また、新規就農・定住促進や生産物のブランド化、地域活力の向上につながります。	佐伯市	
		畜産振興単独事業（優良種牛精液導入事業、獣医師設置事業、子牛導入推進事業等） 【事業概要】 畜産農家や生産団体等に対し、その振興を図るために必要かつ効果的な事業に対して各種補助金交付等の支援を行います。 【事業の必要性】 高齢化や後継者不在から、農家戸数は減少や生産規模を縮小するなど畜産を取り巻く環境は厳しさを増しており、経営の安定化や担い手育成が急務となっています。 【見込まれる事業効果】 生産性の向上により、生産意欲の喚起と産地の維持を図ることが期待できます。	佐伯市	
		林業振興事業 【事業内容】 ①有害鳥獣捕獲事業・・・捕獲報償金を支給する捕獲による鳥獣被害対策 ②椎茸種駒植菌事業・・・種駒1万駒を超えた分に対して補助 ③林業用苗木生産事業・・・スギ苗木の生産に対する補助 【事業の必要性】 過疎地域においてシカ、イノシシ、サルなどの野生鳥獣は、農林業に多大な被害を与えており、その対策は喫緊の課題となっています。また、高い品質を誇るしいたけ生産に対する支援や、将来にわたる森林資源の確保のために主伐地の再造林や下刈、間伐などの森林整備を支援し、林業生産力の向上を図る必要があります。 【見込まれる事業効果】 鳥獣被害のない環境を作り、林業生産性を向上させることにより、地域の活性化につながることが期待できます。	佐伯市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		水産業振興事業（水産業単独事業、藻場干潟造成調査事業、離島漁業再生支援交付金事業、農林水産物等輸出促進事業、種苗放流事業、漁業後継者対策事業、海岸漂着物回収処理事業 など） 【事業内容】 水産資源の増大、漁場環境の改善、後継者の確保・育成、流通対策など、水産業の再生と振興を図るために、生産者団体等へ補助金の交付や支援等を行うものです。また、海岸漂着物回収処理事業は大雨等により漁港等へ漂着したゴミの回収・処理を行うものです。 【事業の必要性】 水産資源の減少、魚価の下落、燃油や資材費など経費の増大は、漁家経営を圧迫しており、水産業を取り巻く環境はますます厳しさを増しています。加えて、地理的に不利な過疎地域においては、後継者不足や流通面での対策が急がれています。 【見込まれる事業効果】 各事業を支援することにより、水産業の振興や担い手の育成を図ることが期待できます。また、輸出促進など流通対策に取り組むことで、単価の向上や漁業所得の向上が期待されます。さらに、漂着ゴミの回収・処理を行うことにより、漁業生産の基盤となる漁港施設等の早期復旧を図ることができま	佐伯市	
	観光	観光推進事業 【事業内容】 佐伯市の豊富な食材を活用した四季を通じた食のキャンペーン事業を行い、食観光の一層の推進を図るとともに、県内の他自治体や、宮崎県北部地域などとも連携を図るものです。また、観光ガイドの育成とレベルを維持するために、定期的に育成と研修などにも取り組み、観光産業の全体的な推進を図るものです。 【事業の必要性】 食観光は佐伯市の最大の強みであり、継続的に行うことによりリピーターの確保につながっています。また、近年は「養殖マグロ」や「真がき」等の新食材の開発も行われており、継続した食観光推進への取組は欠かせないものとなっています。加えて、県南3市、宮崎県北部、宿毛市などの自治体間での連携や、J R九州、N E X C O西日本などの事業者と連携することで新たな方法やルートからの観光誘客を目指す必要があります。同時に、観光地としての地域の意識を高めるため、観光ガイドの育成とレベル並びにインバウンド対応を進めるため定期的に育成と研修を行う必要があります。 【見込まれる事業効果】 地域食材の活用や消費が見込まれるとともに、食材に対する料理のレパートリー増加や、地域のイメージアップを周辺自治体と連携し取り組むことでの相乗効果が期待できます。加えて、観光ガイドの資質の向上と活動促進を図ることにより、地域のイメージの向上とリピーターの増加が期待できま	佐伯市	
	企業誘致	企業立地助成金事業 【事業内容】 本市への企業立地及び地場企業の増設を促すため、設備投資等の経費の一部を支援するものです。市内に工場等を新設又は増設した事業者に対し、用地取得費・設備投資費・新規雇用者数・税・回線使用料・借室料・改修費等に対する助成を行います。 【事業の必要性】 労働力の向上や移住定住を促進させるためにも、雇用の場の確保は重要な課題であると考えます。企業が本市に新設又は増設しやすい支援策を講じることで、雇用機会の拡大及び市経済の発展が図られます。 【見込まれる事業効果】 制度を利用することにより、企業誘致及び企業留置が促進されることで、産業の活性化が図られるとともに、雇用の創出及び移住定住の促進が見込まれます。	佐伯市	
	その他	地域づくり活性化事業 【事業内容】 九州一広い佐伯市の多彩な農林水産物等に付加価値を付け、ブランド化を図り、都市部への流通促進等を推進するものです。また、佐伯市食のまちづくり条例を基に、食を通じた地域づくり・人づくりの推進や、「さいきオーガニック憲章」の普及啓発による持続可能な地域づくりを目指すものです。 【事業の必要性】 地域特産品のブランド化や流通促進により、生産者の地位向上や産地化を図るほか、食のまちづくりや佐伯市版SDG sである「さいきオーガニック憲章」を推進することで、持続可能で特色ある地域づくりの実現に繋げる必要があります。 【見込まれる事業効果】 地場産品の商品価値が高まり、都市部への流通促進により生産者所得の向上や産地化が図られ、地域の活性化に繋げることが期待できます。また、食のまち・食育推進や佐伯市版SDG sである「さいきオーガニック憲章」の推進により、地域の魅力を高め、特色ある地域づくり、地域活性化、持続可能な地域づくりに繋がることを期待できます。	佐伯市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 地域における情報化	(2)過疎地域持続的発展特別事業 情報化	遠隔診療システム整備事業 【事業内容】 遠隔診療システムを導入し、高齢者等が在宅や地域の公民館で、病院と回線をつなぎ、遠隔診療をできるシステムを導入する事業です。 【事業の必要性】 過疎地域において、医療の必要な方に交通の便等が脆弱なために、必要な治療が受けられていない現状があり、遠隔診療の必要性が高まっています。 【見込まれる事業効果】 高齢者が通院することなく必要な受診をすることができ、コロナ禍でも人に接触することなく安全に受診できることが期待できます。	佐伯市	
		高齢者見守りシステム整備事業 【事業内容】 高齢者見守りシステム（ロボット型スマートスピーカ）を導入し、高齢者や障がい者などの一人暮らしをサポートし、遠方の家族がスマホで見守るシステムを導入するものです。 【事業の必要性】 少子高齢化が進む佐伯市で、一人暮らしの方の見守りが喫緊の課題となっています。 【見込まれる事業効果】 独居の高齢者や障がい者が安心して暮らせることができる体制を整えることが期待できます。	佐伯市	
	デジタル技術活用	アバターシステム推進事業 【事業内容】 大分県とANAグループの連携により、VR等ロボットを使った最先端のテクノロジーの実証実験を佐伯市で実施している中、佐伯市においても今後の運用や継続利用を推進するものです。 【事業の必要性】 少子高齢化による担い手不足の解消は、喫緊の地域課題です。 【見込まれる事業効果】 最先端の技術導入により、地域観光の掘り起こしや需要の創出及び人手不足の解消が期待できます。	佐伯市	
	その他	地域情報化推進事業 【事業内容】 佐伯市全域に整備する光ケーブルを利用して、様々な情報提供を行うシステムを導入するとともに、保守や点検を継続的にを行い安定した運用を図り、スマートシティ構想に向けた行政サービスのICT化を行うものです。 【事業の必要性】 九州一広く、少子高齢化が進む佐伯市において、情報インフラの整備による行政サービスの効果的な提供が必要とされています。 【見込まれる事業効果】 在宅において、様々な行政情報の取得ができ、行政サービスを受けるようになることが期待できます。	佐伯市	
5 交通施設の整備、交通手段の確保	(9)過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	海底ケーブル維持管理事業 【事業内容】 佐伯市には、有人離島が4島あり、その中でも深島・屋形島の2つの離島について、海底ケーブルを整備し、維持管理を実施することにより安定した情報サービスの提供を行うものです。 【事業の必要性】 離島においても、本土と同様の情報サービスを提供する必要があります。 【見込まれる事業効果】 離島において海底ケーブルを整備し、維持管理することで、本土と同様の情報サービスの提供が期待できます。	佐伯市	
		民営化に係る一括負担金 【事業内容】 料金収入だけでは運営できない地域においては、コロナ対策臨時交付金を市町村が事業者者に支払うランニング費用に充当できることから、地域のケーブルテレビサービスの永続的サービスの提供のため、一括負担金の費用負担を行うものです。 【事業の必要性】 佐伯市におけるケーブルテレビサービスの永続的サービスの提供のため、民営化したケーブルテレビの費用負担は、行政サービスの一環として必要不可欠です。 【見込まれる事業効果】 佐伯市全域に、永続的なケーブルテレビサービスの提供が推進できます。	佐伯市	
		コミュニティ交通整備事業 【事業内容】 民間バス路線や鉄道等から離れた地域（交通空白地域）に市営のコミュニティバスを運行し、住民の生活に必要な交通手段を確保するものです。 【事業の必要性】 交通空白地域や交通不便地域の解消を行う必要があります。 【見込まれる事業効果】 住民が安心して暮らせるための交通手段の確保が期待できます。	佐伯市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		地域公共交通維持確保事業 【事業内容】 地域の公共交通の維持に係る経費、路線や航路を維持する民間事業者に対して補助等を行うものです。 【事業の必要性】 住民が安心して暮らせるための公共交通を確保し、維持する必要があります。 【見込まれる事業の効果】 住民が安心して暮らせるための交通手段の確保が期待できます。	佐伯市	
6 生活環境 の整備	(7)過疎地 域持続的発 展特別事業 その他	消防団安全装備品整備事業 【事業内容】 消防団員の活動の充実強化を図るため、雨衣1,281着・防火衣685着の整備を行うものです。 【事業の必要性】 近年の複雑多様化する各種災害に対応するため、団員の安全装備の充実強化を図る必要があります。 【見込まれる事業効果】 装備品の整備により、消防団員個人の活動中の安全性と行動性が高められる効果が期待できます。	佐伯市	
		火葬場解体事業（直川火葬場解体事業） 【事業内容】 用途廃止した直川火葬場を解体（敷地面積1,459㎡）します。 【事業の必要性】 この施設は、平成23年4月に用途廃止しています。また、築後50年以上が経過しており、老朽化が著しいことから、除却を行う必要があります。 【見込まれる事業効果】 老朽化施設を除却することにより、管理施設数の削減が期待できます。	佐伯市	
		公営住宅解体単独事業（用途廃止住宅の解体） 【事業内容】 佐伯市公営住宅等長寿命化計画に基づく、用途廃止と解体をします。 【事業の必要性】 老朽化により長寿命化を行わない住宅について、用途廃止や解体をすることにより、増加する公営住宅の維持管理費を縮減する必要があります。 【見込まれる事業効果】 老朽化した住宅について用途廃止を行い、解体することで公営住宅の維持管理費の縮減が期待できます。	佐伯市	
		公園建築物解体事業 【事業内容】 老朽化した市民活動施設（友だちコミュニティ館）を解体します。（建築面積210.70㎡） 【事業の必要性】 本施設は築後約60年が経過しており、耐震性能がないことから地震時に倒壊のおそれがあり、公園利用者に被害を及ぼす可能性もあるため、危険防除の面からも除却を行う必要があります。 【見込まれる事業効果】 利用していない老朽施設を除却することで、管理施設総数の削減を行うとともに、跡地を都市公園としての機能強化が期待できます。	佐伯市	
7 子育て環 境の確保、高 齢者等の保健 及び福祉の向 上及び増進	(8)過疎地 域持続的発 展特別事業 児童福祉施 設	さいきつ子医療費助成事業 【事業内容】 高校生等までの子どもにかかる医療費の助成を行うものです。 【事業の必要性】 医療費の助成は、過疎地域の人口減少に歯止めをかけ、定住促進を促す観点から必要不可欠なものです。 【見込まれる事業効果】 高校生等までの子どもにかかる医療費の助成を行い、早期に治療を促進することにより、子どもの健全育成の向上を図り、子育て環境の改善が期待できます。	佐伯市	
		佐伯市保育サービス推進事業(障がい児保育事業) 【事業内容】 私立保育園等が障がい児を受け入れ保育士を加配する園に対して、補助金を交付するものです。 【事業の必要性】 保育サービスの推進は、過疎地域の人口減少に歯止めをかけ、定住促進を促す観点から必要不可欠なものとなっています。 【見込まれる事業効果】 障がい児を受け入れる園を支援し、安定的な受け入れ拡充につなげることで、保護者の施設選択の幅を確保することにより、児童の健全育成の向上、子育て環境の改善が期待できます。	佐伯市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	高齢者・障害者福祉	高齢者福祉助成事業 【事業内容】 高齢者の生きがい・健康づくり、介護予防、相互の支え合いや地域づくりの支援等を目的として、老人クラブ活動やさいきの茶の間の運営に対して助成を行うものです。 【事業の必要性】 地域において家に閉じこもりがちな高齢者が、身近な地域で生きがいづくりや介護予防等を行い、社会活動に積極的に参加していくためにも、老人クラブ活動やさいきの茶の間の運営に助成を行うことにより、その活動の推進を図る必要があります。 【見込まれる事業効果】 高齢者が身近な地域で生きがいづくりや介護予防等を行い、社会活動に積極的に参加することで、生きがいを持って、安心して暮らしていける地域社会の実現を図ることが期待できます。	佐伯市	
	その他	子宝支援事業 【事業内容】 不妊治療を行っている夫婦に助成金を交付するものです。 【事業の必要性】 不妊治療に対する助成は、過疎地域の人口減少に歯止めをかけ、少子化対策を促進する観点から必要不可欠なものです。 【見込まれる事業効果】 不妊治療費の一部助成により、経済的負担の軽減と少子化対策の促進を図ることが期待できます。	佐伯市	
		高齢者福祉施設等解体事業 【事業内容】 老朽化した佐伯市鶴見高齢者生活福祉センターの車庫（47.25㎡）を解体します。 【事業の必要性】 この施設は、築後28年以上が経過しており、災害時の倒壊などで周辺家屋への被害を及ぼす可能性もあるため、危険防除の面から除去を行う必要があります。 【見込まれる事業効果】 利用していない老朽施設を除却することで、管理施設総数の削減を行うとともに、跡地の利活用を図ることが期待できます。	佐伯市	
8 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	地域医療体制整備事業 【事業内容】 在宅当番医制事業、病院群輪番制事業、離島搬送船舶活用事業など 【事業の必要性】 過疎地域において、安心して暮らすためには地域医療の充実が欠かせないことから、その体制を整備する必要があります。 【見込まれる事業効果】 休日や年末年始に診療を行う在宅当番医の業務を医師会に委託するとともに、夜間や休日に診療を行う在宅当番医からの転送患者に対して必要な診療機能、専門病床、医師等を確保する第二次救急病院に対して、事業費の一部を補助することで、地域の医療体制を補強することが期待できます。	佐伯市	
9 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 義務教育	スクールバス運行事業 【事業内容】 学校統廃合等に伴い遠距離通学をする児童等の通学負担の軽減を図り、もって教育の振興に資することを目的とし、スクールバスの運行事業を委託するものです。 【事業の必要性】 住んでいる地域による格差を解消する教育環境を整備する必要があります。 【見込まれる事業効果】 児童、保護者等の通学負担が軽減されることにより、家庭及び学校での学習環境が整い、学力の向上が期待できます。	佐伯市	
	生涯学習・スポーツ	社会教育事業 【事業内容】 市民が自主的・自発的に学ぶサークルの育成や、学びの成果を発表する機会の提供、地域と学校が連携した体験や交流活動、補充学習の機会を提供するものです。 【事業の必要性】 過疎地域の住民にとって、社会教育事業や生涯学習は、生きがいづくりやコミュニティづくりの拠点として欠かせない存在となっているため。 【見込まれる事業効果】 住民の余暇活動に彩が生まれるとともに、自己研鑽の場や生きがいづくりの機会を提供することで、豊かな生活と住民活力の向上を図ることができます。また、住民が集う地域コミュニティの場としての役割も担います。	佐伯市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		佐伯っ子体力アップ事業 【事業内容】 小学生時期の基礎体力の向上には、スポーツは重要と位置付け、次代を担う子どもたちがスポーツ・運動に取り組む機会をより多く作れるよう活動を支援します。 【事業の必要性】 よく運動する子どもとそうでない子どもの二極化が見られます。幼児期及び学童期に遊びや多様な動きの経験を通して運動の楽しさを味わわせ、運動の習慣化・日常化を図っていくことが必要です。 【見込まれる事業効果】 スポーツ少年団に所属する団員数の増加や、よく運動する子どもとそうでない子どもの二極化が解消され、体力・運動能力の向上が期待できます。	佐伯市	
	その他	廃校施設等解体事業 木浦小学校解体（敷地面積692㎡）・木浦中学校解体（敷地面積367㎡）、本匠東小解体（敷地面積1,242㎡）、尾浦小解体（敷地面積739㎡） 【事業内容】 老朽化した各小中学校施設を解体します。 【事業の必要性】 4施設とも築40年から60年以上経過しており、耐震性が無く、災害時の倒壊などで周辺家屋に被害を及ぼすおそれがあるため、危険防除の面からも除去を行う必要があります。 【見込まれる事業効果】 利用していない老朽施設を除却することで、管理施設総数の削減を行うとともに、地域での跡地の利活用が期待できます。	佐伯市	
		用途廃止施設解体事業 【事業内容】 老朽化により用途廃止した施設を解体します。 蒲江青少年海の家（H1 W 2階建て 延べ床面積350.2㎡） 旧弥生地区公民館（S 48 R C 2階建て 延べ床面積1,038.85㎡） 旧八幡地区公民館（S 47 R C 1階建て 延べ床面積286.5㎡） 【事業の必要性】 老朽化が著しく利活用できる見込みがないため、除却を行う必要があります。 【見込まれる事業効果】 用途廃止施設の除却により、跡地の利活用が期待できます。 蒲江青少年海の家（底地は地区所有地であるため返却） 旧弥生地区公民館（振興局駐車場等）、旧八幡地区公民館（売却等）	佐伯市	
10 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	佐伯創生推進総合対策事業 【事業内容】 市の地域創生、人口減少及び高齢化の著しい地域の活性化、地域住民の安全・安心、伝統文化の保存と継承、各種イベント等の支援に資するため、佐伯市総合計画に基づいた事業を行うものです。 【事業の必要性】 地域の課題解決及び活性化など公共的な方向を目指してもらうため、地域ごとに各種団体や地区の活動及び地域の特性を活かした事業を支援する必要があります。 【見込まれる事業効果】 本事業を進めることにより、地域ごとに各種団体や地区が事業等を構築、実行し、地域の課題解決及び活性化に期待ができます。	佐伯市	
		地域コミュニティ推進事業 【事業内容】 おおむね小学校区単位で新たな地域コミュニティ組織を計画的に設置しようとするものです。 【事業の必要性】 持続可能な地域コミュニティの確立には、その中心的な役割を担う組織の活動が重要であり、全地域に当該組織を設置することが求められています。 【見込まれる事業効果】 本事業を進めることにより、住民による地域活動の仕組づくりと活動拠点が整備され、住民と行政との協働によるまちづくりを確立することができます。	佐伯市	
		地域コミュニティ支援事業 【事業内容】 過疎化・高齢化対策として地域に地域支援員を配置し、地域の巡回、生活支援、地域活動支援等を行うことで、地域課題の把握・解決を図ろうとするものです。 【事業の必要性】 過疎化・高齢化に伴う地域課題は、地域によって様々であり、地域住民の抱える困りごとや不安も多様化しています。そのような地域住民に直接寄り添い、地域と行政をつなぐ地域支援員の役割はますます重要となっています。 【見込まれる事業効果】 地域支援員が活動することで、地域の実情と課題を把握することができ、必要な施策につなげることができます。特に、新たな地域コミュニティ組織づくりを進める上では、重要な役割を担うことになります。	佐伯市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		自治振興事業 【事業内容】 ・自治会の活動助成として自治活動交付金交付要綱に基づき行う事業 ・自治委員会連合会及び各地区自治委員会への運営に対して補助金の交付を行う事業 【事業の必要性】 少子高齢化や人口減少が進行するなか、過疎地域の自立促進を図る上で、自治会単位での健全な活動の発展・活発化を促進させる必要があります。 【見込まれる事業効果】 各自治会及び各地区等のコミュニティの形成と発展に寄与し、円滑な地域活動の推進が期待できます。	佐伯市	
11 地域文化 の振興等	(2) 過疎地 域持続的 発展特別 事業 地域文化 振興	文化財保存事業 【事業内容】 佐伯市の歴史文化を生かして、市民の教育、学術及び文化の発展に寄与するために、地域の文化財を調査・保護し、歴史資料館等で展示公開します。また、歴史文化の調査研究成果を刊行物や講座等で地域住民に公表します。 【事業の必要性】 地域社会の持続には、固有の歴史文化を生かした魅力ある地域づくりが必要です。そのためには、行政と地域住民が郷土の歴史、文化財、伝統文化を守り、伝える取組が不可欠です。 【見込まれる事業効果】 地域の歴史文化を学び、特色ある文化財や伝統文化に触れることで、住民が郷土愛を持って地域を維持・活性化し、次世代に継承する機運を醸成することが期待できます。	佐伯市	
		文化芸術振興事業 【事業内容】 文化芸術に触れる機会の提供や活動への支援、小中学校へのアート教室の開催、文化芸術の交流ネットワークによる情報提供や企画運営をします。 【事業の必要性】 市民が多様な文化芸術に出会い、豊かな心を育てる取組や、文化芸術をツールとしたまちの活性化を図る必要があります。 【見込まれる事業効果】 市民の文化創造の場をつくることにより、文化芸術によるまちづくりの活性化を図ることが期待できます。	佐伯市	
		全国発信「子どもの舞台芸術フェスティバル」INさいき事業 【事業内容】 子どもの舞台芸術フェスティバルを、市民の創造の場づくりとします（地域の実行委員会に委託）。 【事業の必要性】 子どもの舞台芸術を応援する仕組づくりを全国へ伝えながら、佐伯市の文化芸術の拠点となる「さいき城山桜ホール」に市外・県外から人を呼び込み、文化芸術をツールとした観光・経済の活性化を図る必要があります。 【見込まれる事業効果】 市民が子どもの文化芸術を育てる地域づくりと、にぎわいの創出によって、観光や経済の活性化を図ることが期待できます。	佐伯市	
		さいき城山桜ホール企画運営事業 【事業内容】 さいき城山桜ホールとその周辺を中心に各種自主事業を企画運営する運営委員会への補助や自主事業の企画運営支援を専門家へ委託する事業です。 【事業の必要性】 中心市街地のにぎわいと文化芸術の拠点となる「さいき城山桜ホール」で行う自主事業の充実を図る必要があります。 【見込まれる事業効果】 にぎわいの創出と市民活動の活性化を図ることが期待できます。	佐伯市	
12 再生可能 エネルギーの 利用の推進	(2) 過疎地 域持続的 発展特別 事業 再生可能 エネルギー 利用	地域バイオマス利活用事業 【事業内容】 バイオマス産業都市構想の実現に向けて、「佐伯市バイオマス利活用推進協議会」を中心に、地域のバイオマス利活用の推進に取り組みます。 【事業の必要性】 既存のバイオマス利活用施設は「堆肥化施設」が中心ですが、バイオマスの利用を「マテリアル利用」から「エネルギー利用化」へと発展させていく必要があります。バイオマスのより一層の利用を促進し、さらに産業化を図るために、市民・団体や企業・行政が共同してバイオマスを生かす仕組みを構築しなければなりません。 【見込まれる事業効果】 バイオマスの利用による「エネルギーの産業化」「エネルギーの地産地消費の推進」を目指し、新しい地域産業を創出し、併せて雇用機会を生み出すことが期待できます。	佐伯市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	(1)過疎地域持続的発展特別事業	祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク推進協議会に対する負担金 【事業内容】 自然と人間社会との共生を目的とするユネスコエコパークを推進するため、祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク推進協議会に負担金を支出するものです。 【事業の必要性】 持続的な利活用のため、地元住民や来訪者のユネスコエコパークについての理解を深め、人の営みを行いながら自然への負荷を減らす必要があります。 【見込まれる事業効果】 自然を守りつつ、地域の活性化を図ることが期待できます。	佐伯市	
		佐伯地域ユネスコエコパーク推進協議会に対する補助金 【事業内容】 自然と人間社会との共生を目的とするユネスコエコパークを推進するため、佐伯地域ユネスコエコパーク推進協議会に補助をするものです。 【事業の必要性】 持続的な利活用のため、地元住民や来訪者のユネスコエコパークについての理解を深め、人の営みを行いながら自然への負荷を減らす必要があります。 【見込まれる事業効果】 自然を守りつつ、地域の活性化を図ることが期待できます。	佐伯市	